

名護市景観ガイドライン

平成 25 年 3 月

名護市



目 次

序章 名護市景観ガイドラインとは	1
1. 名護市景観ガイドラインとは	1
2. 策定の経緯	1
3. 構成	1
4. 景観計画区域と景観モデル地区	2
5. 景観法及び景観条例に基づく届出対象行為と手続きの流れ	3
第1章 共通ガイドライン	13
1. 景観計画区域の骨格的景観構成	13
2. 景観計画区域の良好な景観形成の方針	15
3. 景観計画区域の景観形成基準	18
第2章 地域別のガイドライン	23
1. 市街地地域の景観形成方針	23
2. 瀬喜田（三共）地域の景観形成方針	23
3. 屋部地域の景観形成方針	24
4. 羽地地域の景観形成方針	24
5. 屋我地地域の景観形成方針	25
6. 東海岸地域の景観形成方針	25
7. 久辺地域の景観形成方針	26
8. 地域別景観形成基準	27
第3章 景観モデル地区のガイドライン	29
1. 勝山区	29
2. 東江区	31
3. 喜瀬区	33
第4章 屋外広告物の誘導方針	45



名護市景観ガイドライン

平成 25 年 3 月

発 行：名護市建設部建設計画課

沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号

電話 0980-53-1212（内線 229 または 246）

序章 名護市景観ガイドラインとは

1. 名護市景観ガイドラインとは

名護市では、皆が共有する名護らしい景観将来像の実現に向けた目標や方針を示すとともに、推進方策などを明らかにし、市民・事業者・行政が、協働により、良好な景観づくりを実現し、ふるさとの愛着や誇りを育むとともに、地域の活性化を図ることを目的とした「名護市景観計画」を策定しました。

この名護市景観ガイドライン(以下「景観ガイドライン」といいます。)は、「名護市景観計画」を推進するための指針として建築物の建築、工作物の建設、開発行為等の際の景観形成における配慮事項をまとめています。

2. 策定の経緯

平成16年度に「景観法」が施行され、地方自治体が景観行政をより一層推進することが可能となり、本市においても平成21年度から地域住民と協働で検討を進め、平成23年1月29日には景観行政団体となり、「景観法」に基づく景観行政を担う主体として「景観計画」や「景観条例」を制定することができるようになりました。

3. 構成

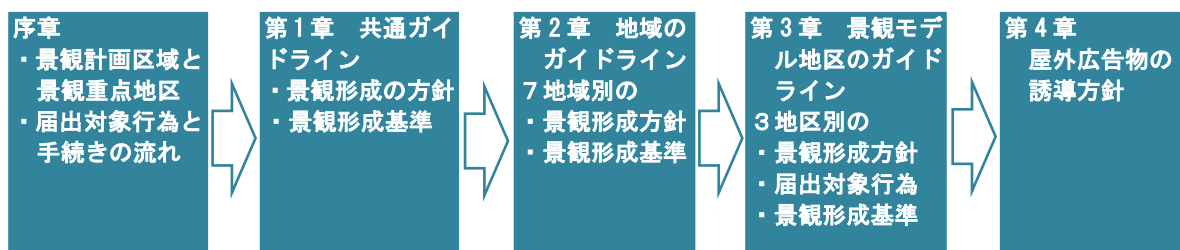
序章では、景観計画区域と景観重点地区、景観法及び名護市景観条例に基づく届出対象行為と手続きの流れについて記載しています。

第1章共通ガイドラインは、市全域に対する「景観形成の方針」、そして市全域において行う建築行為等に対する「景観形成基準」の2項目について記載しています。

第2章地域別のガイドラインは、7地域別に「景観形成方針」と「景観形成基準」の2項目について記載しています。

第3章景観モデル地区のガイドラインは、「名護市景観計画」に定めた市内3地区の「景観モデル地区」について、「景観形成方針」と「届出対象行為」及び「景観形成基準」の3項目について記載しています。

第4章では、屋外広告物の誘導方針について記載しています。



4. 景観計画区域と景観モデル地区

景観計画区域は名護市全域としています。そして、市全域を対象として景観形成基準を定めています。

本市は行政区域も広く（約 210km²）、地域特性・景観にも地域差が大きいため、下図に示す 7 地域区分をしています。市全域を対象として景観形成基準以外に、7 地域別に景観形成基準を定めています。

また景観モデル地区は、先導的な景観まちづくりを進めている地区、及び今後取り組みを進めようとしている地区を含め 3 地区（勝山区、東江区、喜瀬区）とし、それぞれ地区独自の特色に配慮する事項を定めています。

図 序-1 地域・地区区分図



5. 景観法及び景観条例に基づく届出対象行為と手続きの流れ

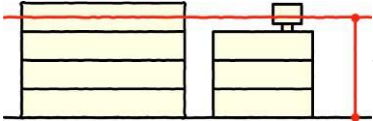
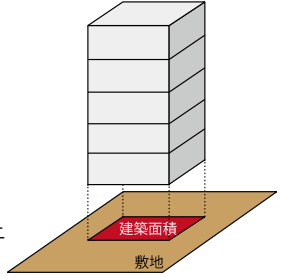
5-1. 届出対象行為

本市の良好な景観形成に大きな影響を与えると想定される以下の行為を行う前に、設定された景観基準に適合しているか、必要な書類を提出し、審査を受ける必要があります。

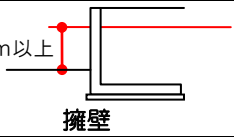
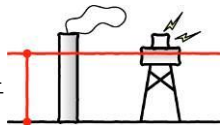
景観モデル地区においては、別途届出対象行為を定めています（29 ページ以降参照）。

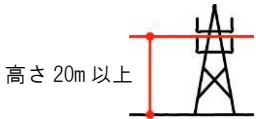
なお、以下に定める規模に満たない小規模な行為（戸建住宅等）や、名護市景観まちづくり条例の施行時に既に現存する、または既に着工した行為については届出の対象となりません。

①建築物

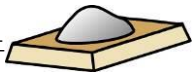
対象となる行為	
▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。	
対象となる種類と規模	
▶高さが 10m^{※1} を超えるもの、または建築面積^{※2} が 300 m² 以上のもの。 色彩の変更については上記条件、かつ変更面積が 30 m² 以上のもの。 *勝山区は、建築面積が 10 m² 以上のものを対象とする。 ※1 平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで。（避雷針は除く） ※2 建築基準法に基づく建築面積。	
 高さ 10m を超える	 建築面積 300 m² 以上

②工作物

対象となる行為	
▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。	
対象となる種類と規模	
a：擁壁で高さ 3m 以上のもの。 *勝山区は 2m 以上のものを対象とする。	
 高さ 3 m 以上 擁壁	
b：煙突・アンテナ等の以下に示す行為のうち、高さ 10m^{※1} 以上、または築造面積 300 m² 以上のもの。 *勝山区は、煙突・アンテナ等のすべてのものを対象とする。 ▶電波塔、物見塔、装飾塔類 ▶煙突、排気塔類 ▶高架水槽、冷却塔類 ▶鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ▶観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ▶アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ▶石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類 ▶自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 ▶汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ▶彫像、記念碑類 ▶汚水・ごみ処理施設類 ▶風力発電施設 ※1 最低地盤面から屋上に設置する設備の上端まで。	
 高さ 10m 以上	 築造面積 300 m² 以上

対象となる種類と規模	
c：電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類(支持物を含む)で、高さ 20m※² 以上のもの。 ※2 最低地盤面から屋上設備の上端まで。	 高さ 20m 以上
d：太陽光パネルで、築造面積 1,000 m²以上のもの。	 築造面積 1,000 m²以上

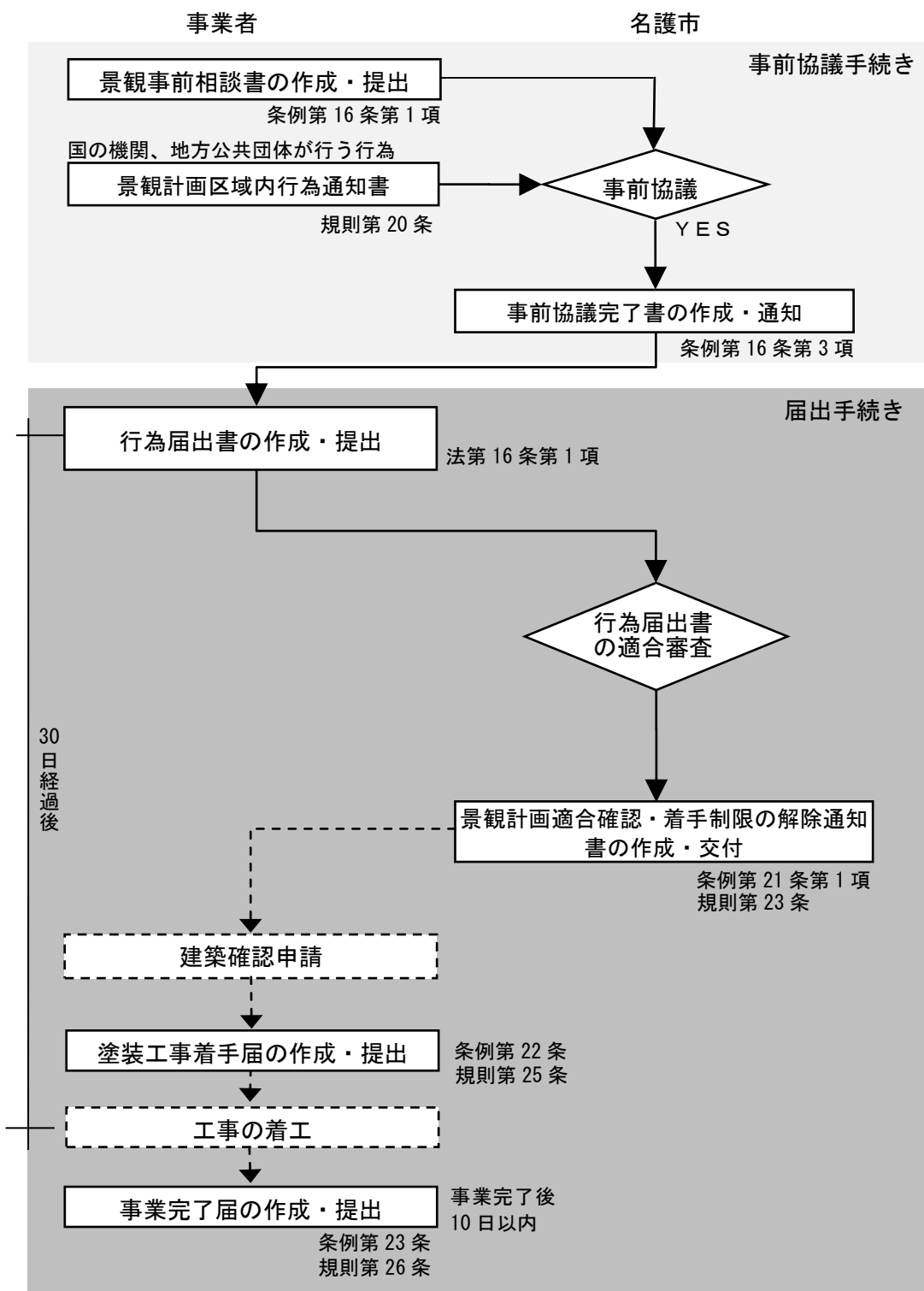
③開発行為及びその他の行為

対象となる行為	
▶開発行為。(下記 a を参照) ▶土地の開墾、その他の土地の形質の変更。(下記 a を参照) ▶木竹の伐採。(下記 b を参照) ▶屋外における廃棄物、再生資源等の堆積。(下記 c を参照)	
対象となる種類と規模	
a：行為面積が用途地域内については 1,000 m²以上、用途地域外については 3,000 m²以上のもの。	 面積 1,000 m²以上(用途地域内) 3,000 m²以上(用途地域外)
b：伐採面積が用途地域内については 1,000 m²以上、用途地域外については 3,000 m²以上のもの。	 面積 1,000 m²以上(用途地域内) 3,000 m²以上(用途地域外)
c：行為にかかる土地の面積が 1,000 m²以上のもの。	 面積 1,000 m²以上

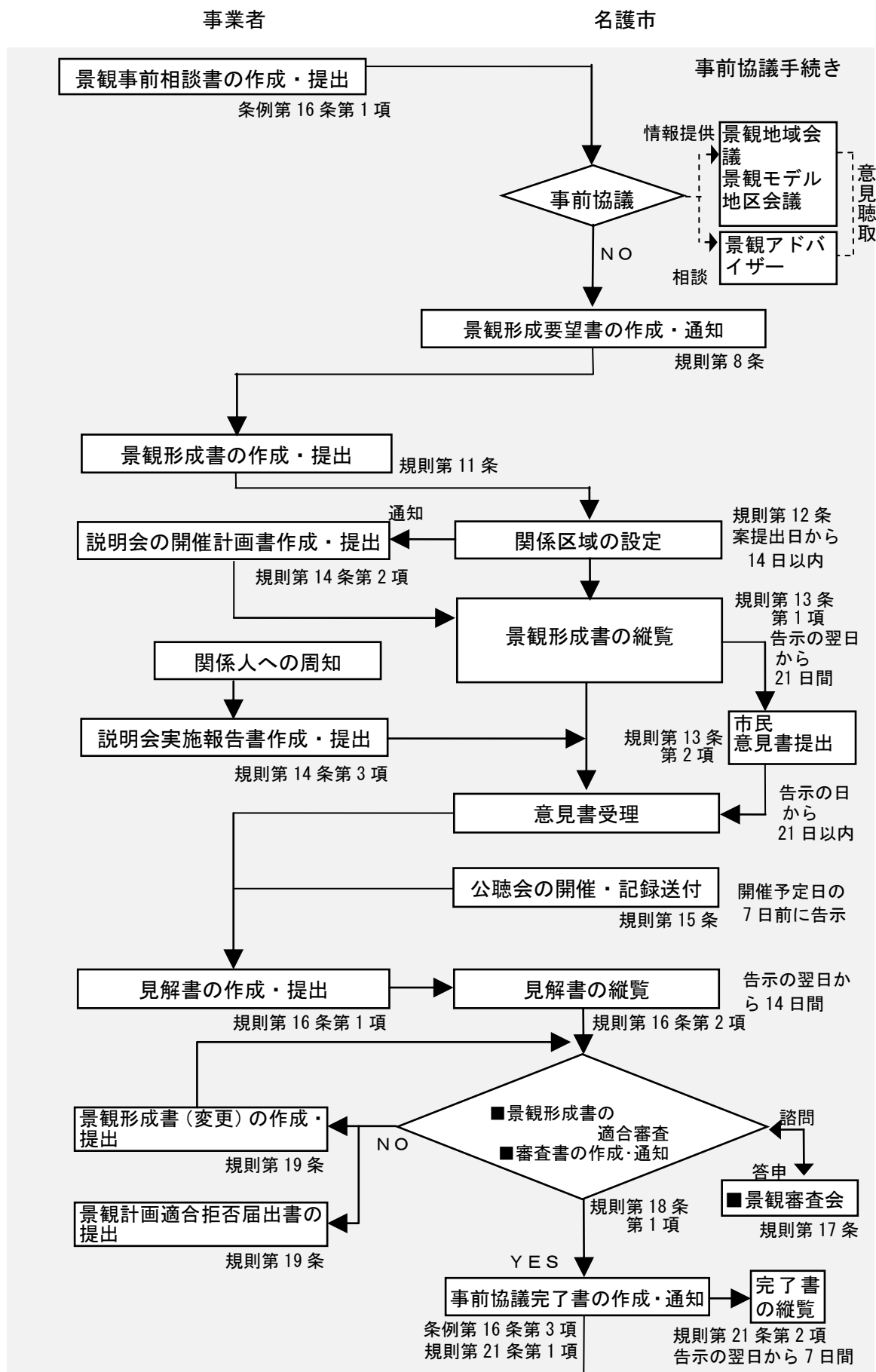
5-2. 手続きの流れ

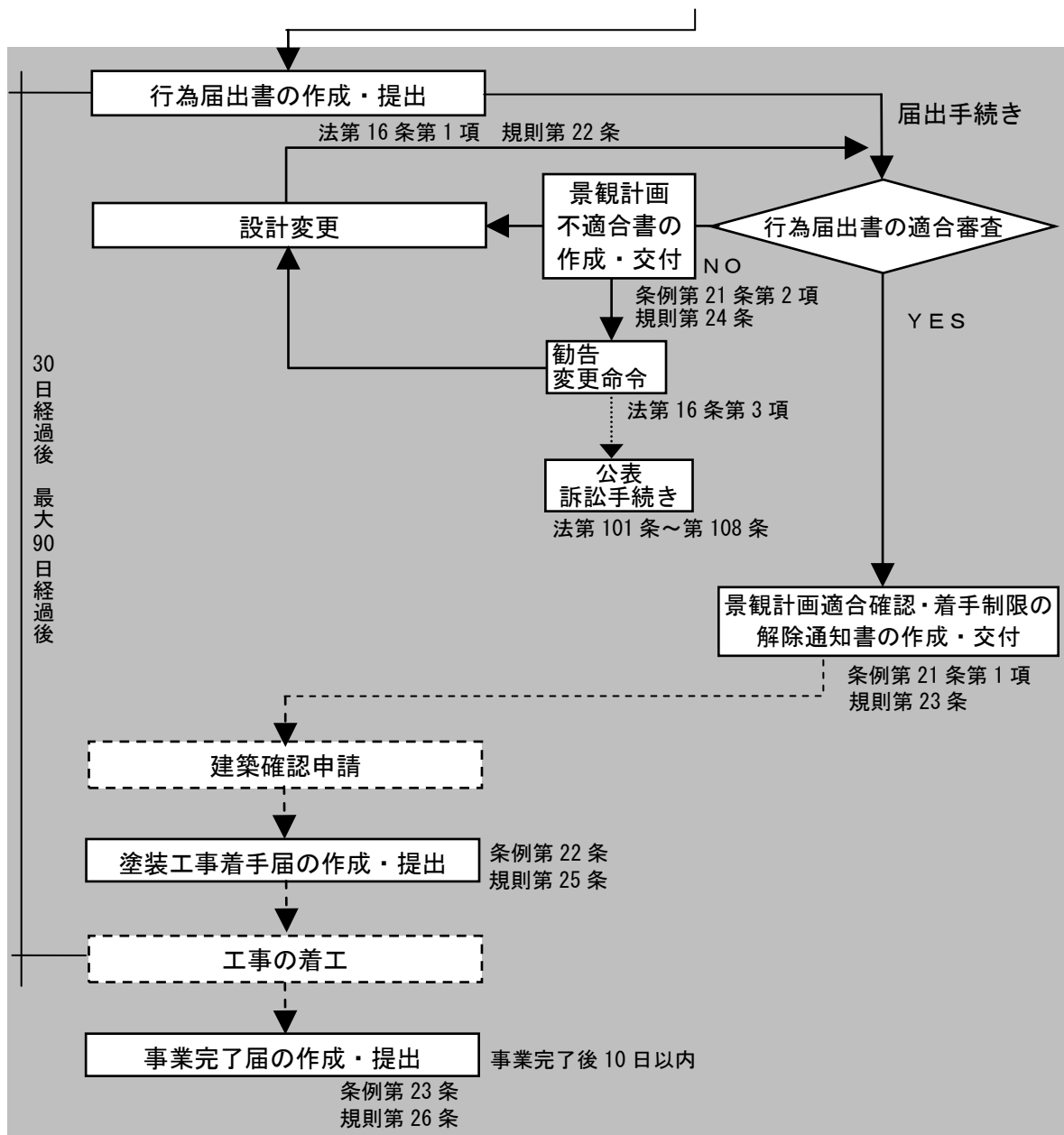
景観法及び名護市景観まちづくり条例に基づく届出の手続きと、他の関連する手続きとの流れは以下の通りです。

景観条例・景観法に基づく手続きの流れ（景観形成基準に適合する行為の手続き）



景観条例・景観法に基づく手続きの流れ

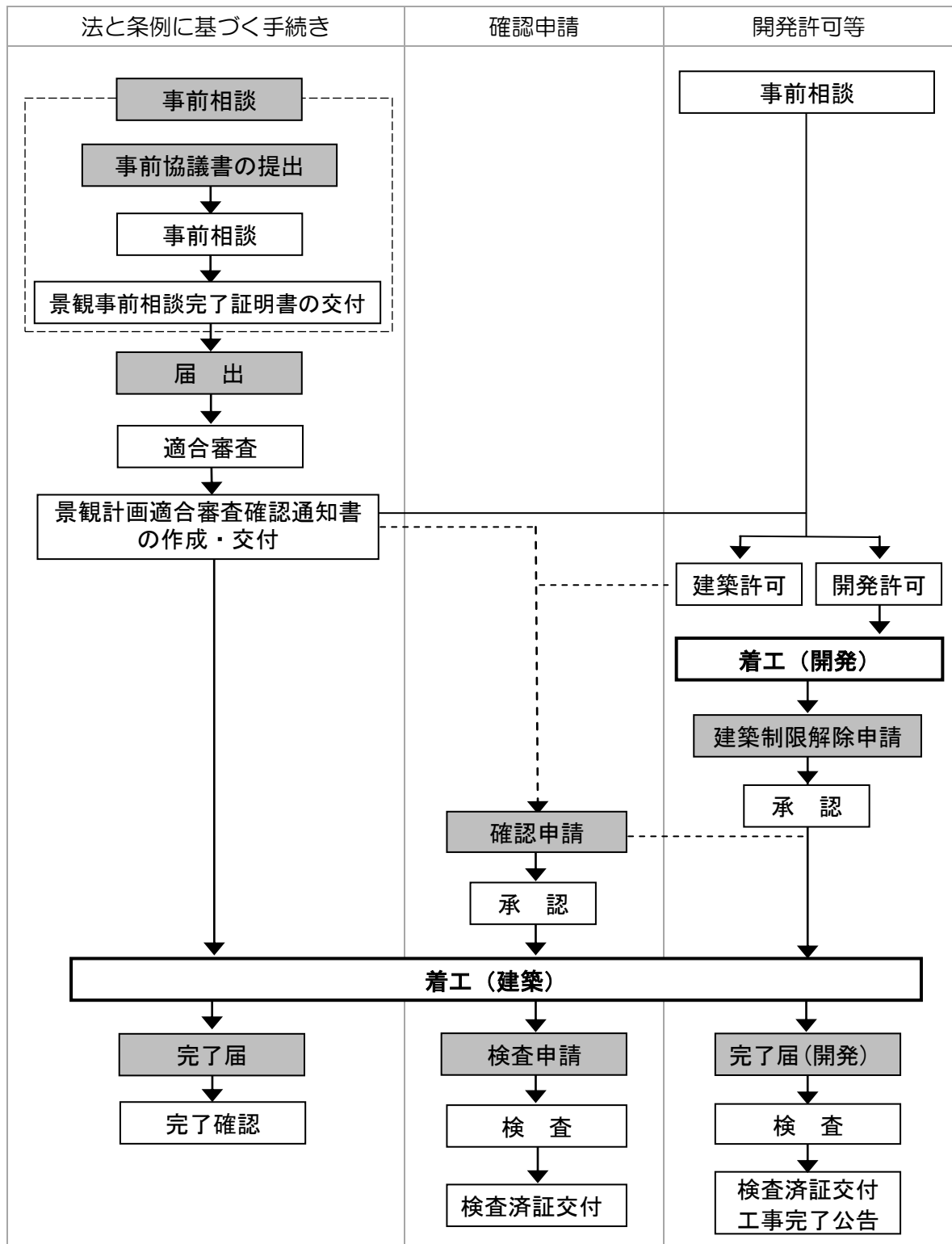




解説：事前協議は何のためにやるのか？

- ★届出の主旨や方法を事前に確認し、スムーズに手続きできるように支援する制度です。
- ★周辺景観と調和した建築物等を誘導するために、早い段階で協議を行うとともに、協議の機会を増やすことにより適合を促す目的があります。

景観の手続きと他の手続きとの関連



5-3 景観の手続きに必要な書類

景観の手続きに必要な書類は、以下の通りです。

行為の種別	提出書類	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	☐ 相談書(第1号様式) ☐ 届出書(第9号様式) ☐ 付近見取図 縮尺 2,500 分の 1 以上 ☐ 付近現況説明資料 現況写真 2 方向以上 ☐ 配置図 縮尺 200 分の 1 以上 ☐ 各階平面図 縮尺 100 分の 1 以上 ☐ 各面立面図 縮尺 100 分の 1 以上で、彩色したもの ☐ 2 面以上の断面図 縮尺 100 分の 1 以上 ☐ 緑化計画図 縮尺 200 分の 1 以上	左記のほか参考となるべき事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの
開発行為及び その他の行為	☐ 相談書(第1号様式) ☐ 届出書(第9号様式) ☐ 付近見取図 縮尺 2,500 分の 1 以上 ☐ 付近現況説明資料 現況写真 2 方向以上 ☐ 現況図 縮尺 1,000 分の 1 以上 ☐ 計画図 縮尺 1,000 分の 1 以上 ☐ 縦横断面図 縮尺 1,000 分の 1 以上 ☐ 緑化計画図 縮尺 1,000 分の 1 以上	

※各図面の縮尺は目安です。計画の規模に応じて他の縮尺としていただいても結構です。

※相談書、届出書等の各書式は名護市ホームページからダウンロードできます。

5-4 届出・勧告及び罰則等

景観まちづくり条例および景観法における届出・勧告及び罰則等の概要は次頁の通りです。

景観まちづくり条例・景観法等に基づく罰則内容

根拠法	届出の有無	行 為	罰 則 内 容
景 観 ま ち づ くり 条 例	届出をしない者	—	勧告
	届出があつた場合	正当な理由なく第16条第2項に定める手続きをしない時	第24条第1項
		制限に適合しないと認める時	第24条第2項
		対象事業の着手制限解除前に対象事業に着手した時	第24条第3項
	—	勧告に従わない時	第24条第4項 第24条第5項
景 観 法	届出をしない者	又は虚偽の申請書を提出した者 (法第16条第1項、第2項)	公表（告示等による） ①勧告を受けた事実 ②事業者の氏名 ③規則で定める事項 1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 2) 建築行為等の対象行為、位置及び区域 3) 勧告の内容及び当該勧告に至る経緯等
		又は虚偽の申請書を提出した者（景観地区において） (法第63条第1項)	30万円以下の罰金 50万円以下の罰金
	届出があつた場合	変更命令、原状回復命令に違反した者 景観地区内の違反建築物に対する措置に違反した者 (法第64条第1項)	第103条第1号 第102条第2号
		変更命令に違反した者 (法第17条第1項)	第101条
		景観地区内の建築物に対する変更命令に違反した者 (法第70条第1項)	1年以下の懲役、50万円以下の罰金
		認定書の交付を受けずに建築物の建築等の工事をした者 (法第63条第4項)	50万円以下の懲役、50万円以下の罰金
		仮設建築物、工作物の制限の緩和の規程に違反して、応急仮設建築物、応急仮設工作物を存続させた者 (法第77条第3項)	50万円以下の罰金
		変更命令等の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (法第17条第7項、法第71条第1項)	50万円以下の罰金
		—	50万円以下の罰金
		—	50万円以下の罰金
		—	50万円以下の罰金
		—	50万円以下の罰金

根拠法	届出の有無 届出があつた場合	行 為	罰 則 内 容	
			30 万円以下の罰金	第 103 条第 3 号
景 観 法		変更命令等の規定による立入検査を拒み、妨げ、または忌避した者 (法第 17 第 7 項、法第 71 条 1 項)		
		行為の着手の制限の規定に違反して届出に係る行為に着手した者 (法第 18 条 1 項)	30 万円以下の罰金	第 103 条第 4 号
		景観重要建造物、景観重要樹木の現状変更の規制の規定に違反して、 行為をした者 (法第 22 第 1 項、法第 31 条 1 項)	30 万円以下の罰金	第 103 条第 5 号
		景観重要建造物、景観重要樹木の現状変更の規制の規定により許可に 付された条件に違反した者 (法第 22 第 3 項、法第 31 第 2 項)	30 万円以下の罰金	第 103 条第 6 号
		許可を受けずに景観重要建造物、景観重要樹木の現状変更した者に対 する原状回復命令に違反した者 (法第 23 第 1 項、法第 32 第 1 項)	30 万円以下の罰金	第 103 条第 7 号
		工事現場において認定があつた旨の表示をせず、又は認証を受けた計 画の写しを備えて置かなかった者 (法第 68 条)	30 万円以下の罰金	第 103 条第 8 号
		景観重要建造物、景観重要樹木の管理に関する命令に違反した者 (法第 26 条、第 34 条)	30 万円以下の罰金	第 105 条
		景観重要建造物、景観重要樹木の現状について報告をせず、又は協議 の報告をした者 (法第 45 条)	20 万円以下の罰金	第 106 条
		景観重要建造物、景観重要樹木の所有者の変更に関する届出、又は虚 偽の届出をした者 (法第 43 条)	5 万円以下の罰金	第 107 条
		景観地区内の工作物の形態意匠の制限、開発行為等の制限の規定に基 づく条例には、これに違反した者に対し、罰金に処する旨の規定を設 けることができる。 (法第 72 第 1 項、法第 73 第 1 項)	50 万円以下の罰金	第 108 条

第1章 共通ガイドライン

1. 景観計画区域の骨格的景観構成

本市の景観の特徴と課題を踏まえ、景観計画区域の景観を景域と景観軸の二つの構成要素に分類し、骨格的景観構成を整理しました。

■景域とは

景観特性や現在または将来の土地利用などから見て一体的なまとまりのあるエリアを「景域」と呼び、本市における景域を以下のとおり設定します。

景 域	特 徴
市街地景域	低・中・高層住宅、商業、業務、レクリエーション等、密度の高い様々な土地利用がなされているエリアで、賑わいのあるまちなみがみられる。
集落景域※	低層住宅を中心とした土地利用がなされているエリアで、スーグラーと落ち着いた色のある色で統一された建物が特徴的なまちなみがみられる。
農村景域※	まとまりのある農地と低層住宅を中心とした集落で構成されるエリアで、住まいと暮らしの一体感を感じられる景観がみられる。
里山景域※	緑豊かな山並みとその自然環境をいかした農地及び低層住宅を中心とした集落がバランスよく構成されるエリアで、自然と住まい、暮らしの一体感を感じられる景観がみられる。
リゾート景域	リゾートホテルや商業施設を中心とした土地利用がなされているエリアで、海や山等の豊かな自然をいかした眺望景観がみられる。
開発振興景域	金融・情報通信業務の中核拠点として整備が進むエリアで、周囲の自然や集落と新たな開発(建築物や道路)が調和した景観がみられる。
採石場	採石場として土地利用がなされているエリアで、沿道景観への配慮や将来的な跡地利用の工夫が求められる。
やんばるの森	長い年月をかけて形成された原生林が広がるエリアで、沖縄特有の貴重な生態系を育んでいる。

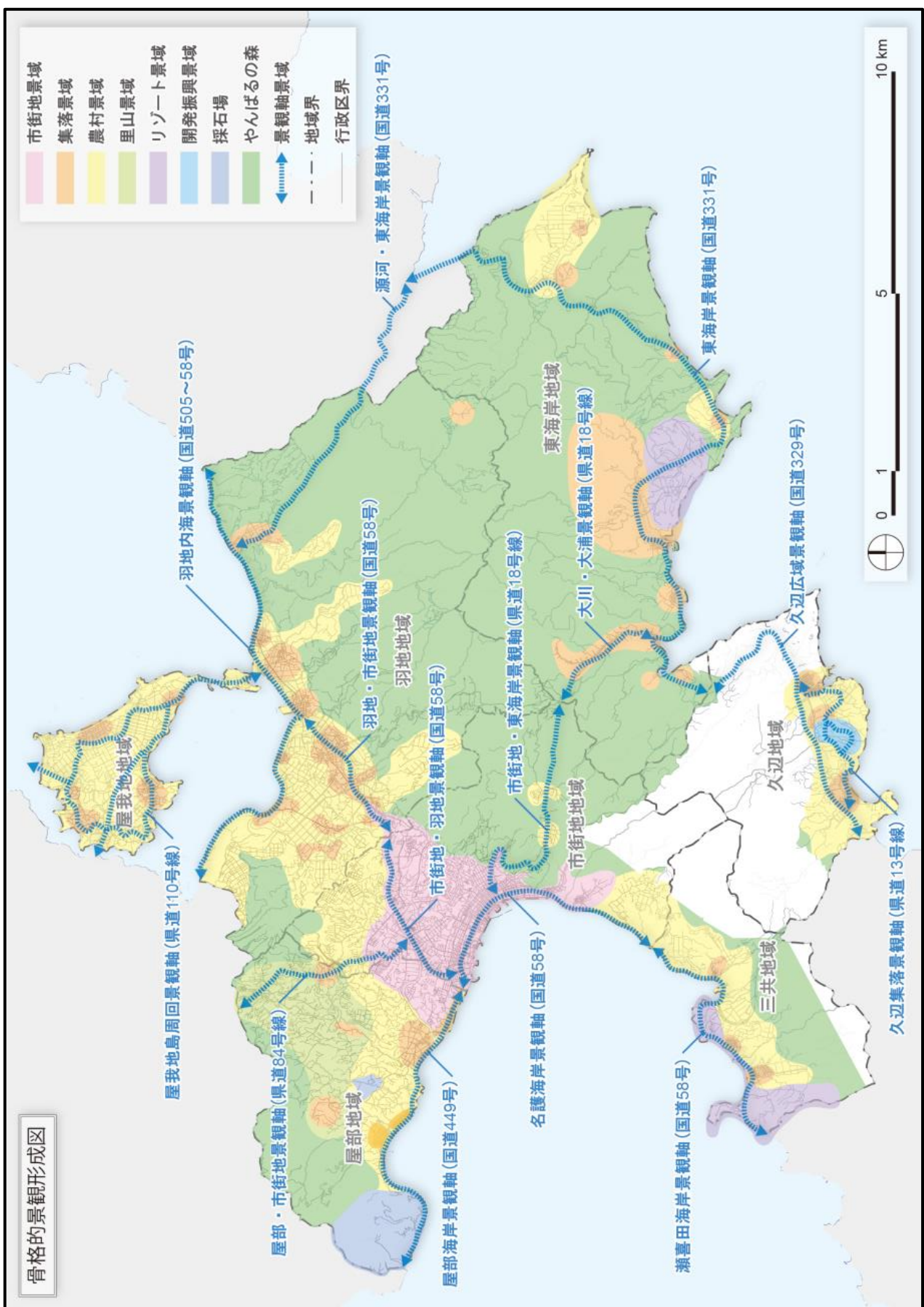
※建物の高さについては、地域によって差異あり

■景観軸とは

道路のような線的に連続するものを「景観軸」と呼び、本市における景観軸を以下のとおり設定します。

- 各地域の骨格となる国道・県道等。
- 地域内の異なる景域をつなぐ道路。
- 地域のシンボリックな役割を担い、主要な観光ルートとしても位置づけられる道路。
- 沿道に魅力的な自然景観やまちなみ景観等が形成されている道路。

骨格的景観形成図



2. 景観計画区域の良好な景観形成の方針

第4次名護市総合計画における土地利用構想「豊かな自然環境と共生する土地利用」及び名護市都市計画マスタープランにおける将来都市像「豊かな自然と魅力ある都市機能が調和した共生・自治・能動するまち・名護」を実現するためには、市民・事業者・行政等の各主体が協働で景観まちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、各主体が共感・共有できる市全体の景観将来像と景観形成方針が必要です。そこで本市は、現況調査や地域におけるワークショップ等での議論を踏まえ、景観将来像と景観形成方針を以下のように定めました。

■市の景観将来像

三つの海とやんばるの森に抱かれた

山紫水明 あけみおのまち “なご”



■市の景観形成方針

景観将来像である

「三つの海とやんばるの森に抱かれた 山紫水明 あけみおのまち “なご”」
を目指し、景観形成を進めていくために、以下の6項目を景観形成方針として設定しました。

- ◇青く澄んだ「三つの海」と緑深き「やんばるの森」がつくりだす特徴ある景観をまもり、育て、いかす
- ◇それぞれの「景域」における特徴ある魅力をまもり、つくり、育て、いかす
- ◇それぞれの「景域」における眺望ポイントからの景観をまもり、育てる
- ◇「やんばる」の中心都市として、住まう人が誇りに思い、訪れる人々を魅了するまちなみ景観を創造する
- ◇それぞれの「景域」の景観特性を象徴する、魅力ある沿道景観を持つ「景観軸」をまもり、つくり、育てる
- ◇「市民」「事業者」「名護市」がそれぞれの役割を果たす、協働による景観まちづくりを推進する

■景域とは

景観特性や現在または将来の土地利用などから見て一体的なまとまりのあるエリアを「景域」と呼びます。

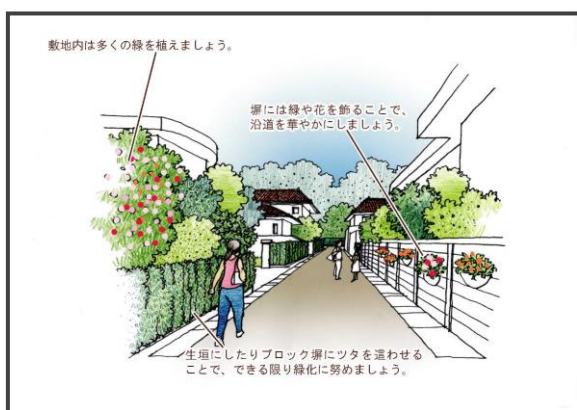
■景観軸とは

道路のような線的に連続するものを「景観軸」と呼びます。

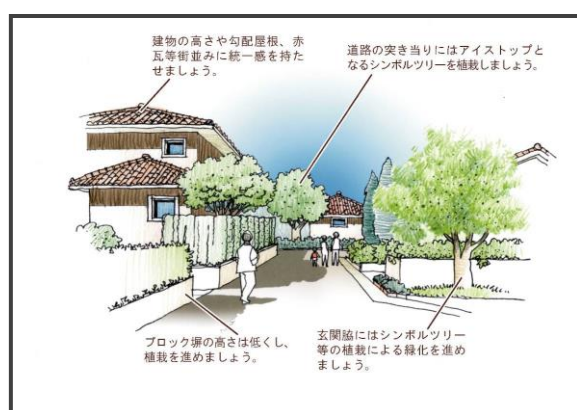
詳細については13、14ページを参照してください。

■市の景観形成のイメージ

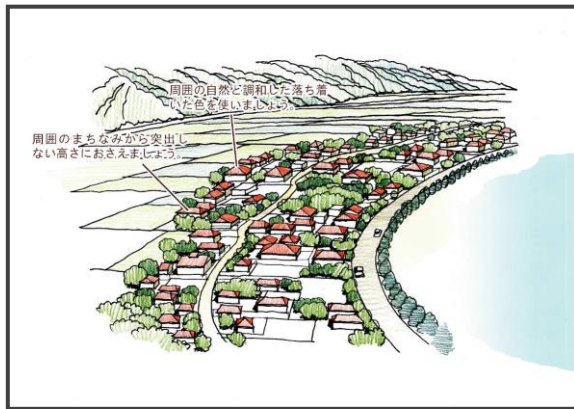
〔既存住宅地
(落ち着いた既存住宅地のイメージ)〕



〔新興住宅地
(新しい住宅地のイメージ)〕



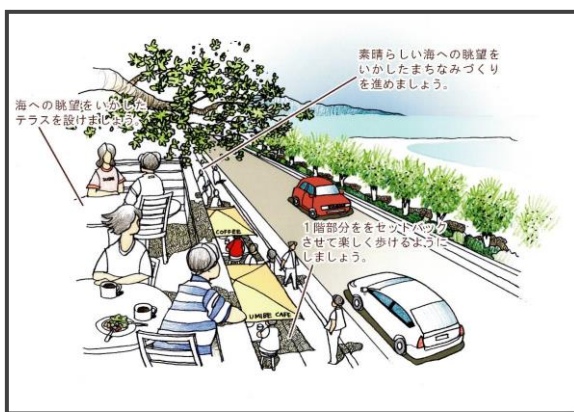
〔伝統的形態の集落
(伝統的な形態を残す集落のイメージ)〕



〔中心市街地 (自然を感じられる賑わいのあるまちなかのイメージ)〕



〔海辺の商業地
(海辺の賑わいのある空間のイメージ)〕



〔開発振興地域 (周囲の自然に溶け込む新しいまちなみのイメージ)〕



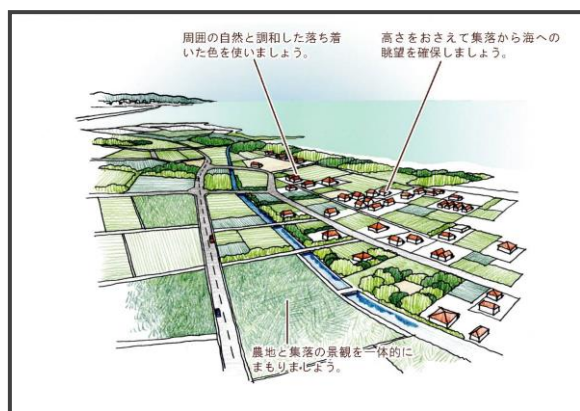
〔海岸道路 (自然の眺望を活かした魅力的な沿道のイメージ)〕



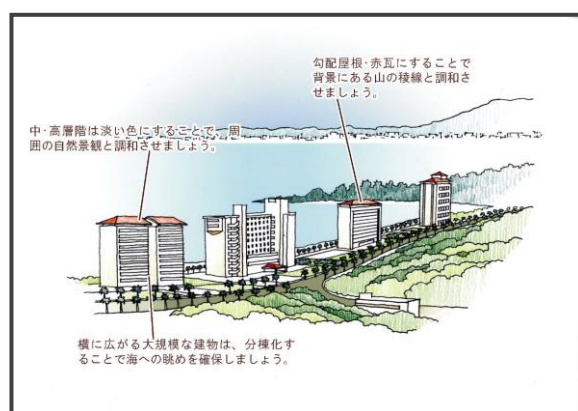
〔里山 (美しい山並みと調和する里山集落のイメージ)〕



〔農村
(自然と暮らしが調和する
農村集落のイメージ)〕



〔リゾート地
(周囲の自然を活かしたリゾートのイメージ)〕



3. 景観計画区域の景観形成基準

景観計画区域（本市全域）に共通する景観形成基準を以下のように定めています。

各地域（7地域）及び景観モデル地区は、この「景観計画区域の景観形成基準」を基本とし、さらに地域特性、地域要望に対応した基準を定めています。

①建築物

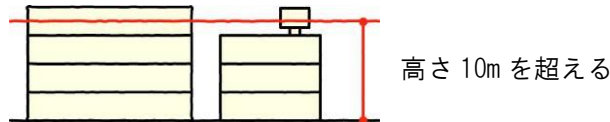
高さ・規模・配置
○建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。 注)各地域の基準を優先する ○建築物の規模・配置については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ※3 ○建築物の規模・配置については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気阻害を阻害しないよう配慮する。 ※2 ○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。
色彩・デザイン
○建築物の色彩(外壁の大部分を占める色)については、周囲の建物の色彩や周辺景観に配慮した色 ※6 とする。 注)各地域の基準を優先する ○建築物の意匠・形態については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ※3 ○建築物の意匠・形態については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気阻害を阻害しないよう配慮する。 ※4
緑化等
○敷地内及び垣・柵・塀等の緑化に努める。 ○垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。 ※5

※2～5：20 ページを参照 ※6：21 ページを参照

解説：建築物の高さについて

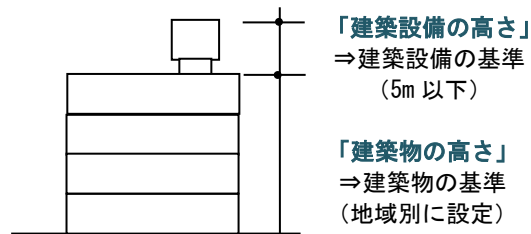
届出対象の規模においては、建築物の高さについては次のように設定しています。

- ▶高さが 10m^{※1} を超えるもの、または建築面積が 300 m²以上のもの。
※1 平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで。(避雷針は除く)



しかし、景観形成基準における高さの規制は、以下のとおりとなります。

高さの基準については、「**建築物の高さ**」と屋上に設置する「**建築設備の高さ**」それぞれについて基準を設けています。
建築設備には建築基準法で定義されている次のものが該当し、建築物の高さとは別に適合確認が必要となります



【建築物の高さに含まれないもの】

屋上に部分的に設置され、屋内空間がないものは高さに含まれません。
建築基準法で定義されている「建築設備」と呼ばれる規模が大きなものについては別途基準が設けられており、適合確認が必要です。

(建築物の高さに含まれないものの例)

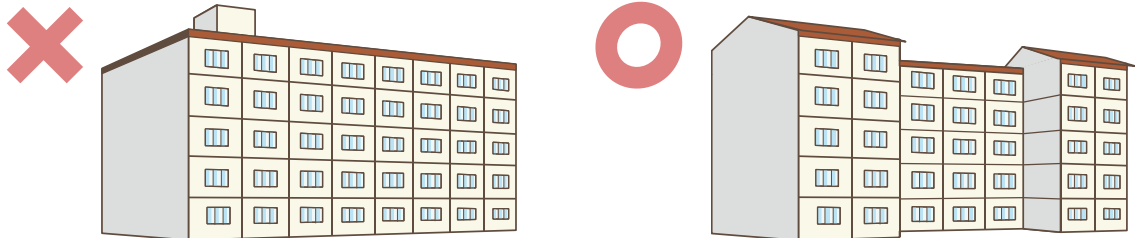
- 軽微な突出物
⇒採光窓やパイプ・ダクトスペース等の立ち上がり部分
- 部分的かつ小規模な外装・設備等
⇒手すり・フェンス、装飾用工作物、アンテナ 等
- 建築物と一体的な煙突

解説：建築物の高さに関する緩和について

「公益上必要なもの」とは、公共団体が建築するもの及び公費によって建築されるもの。

「市長が認めるもの」とは、地域の合意状況、地域の景観の現状、都市計画法に基づく開発許可の状況、景観審査会の意見を踏まえて、市長が判断するもの

※1 圧迫感を与えないような規模・配置



建物の規模・配置は、周囲への影響を配慮し、大規模で連続した壁面については、分節化する（数棟の建物に分割するのではなく、建物の形状に変化をつける）ことにより圧迫感の軽減に努める。

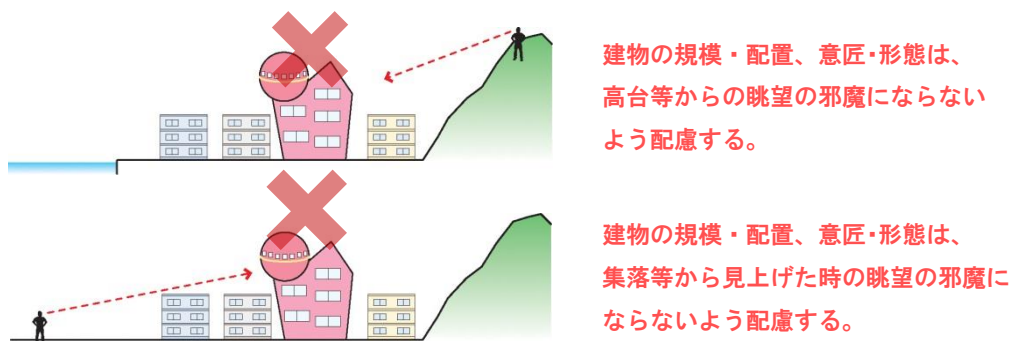
※2 地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気を阻害しない規模・配置



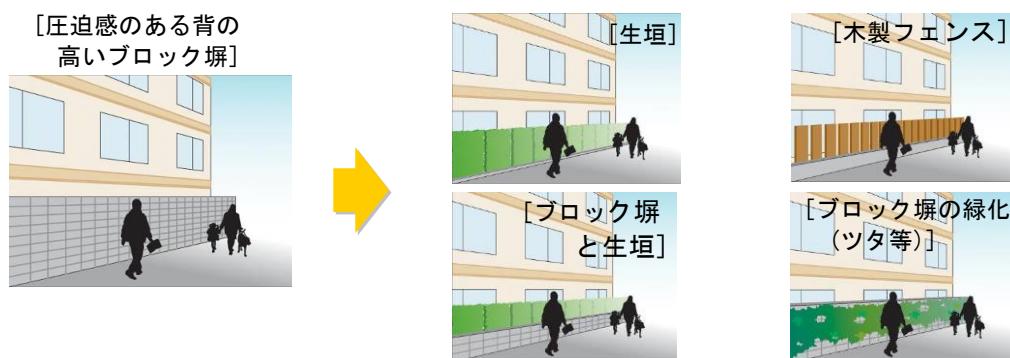
※4 地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気を阻害しない意匠・形態

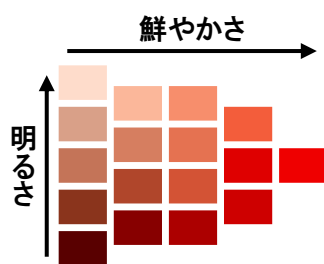


※3 主要な眺望点からの眺望を阻害しない規模・配置、意匠・形態



※5 垣・柵・塀等の設置にあたっての工夫





※6 「周辺景観に配慮した色」【明度:8 以上、彩度:2 以下】

表中の「落ち着いた色」の範囲、または地域の合意が得られた色。

※7 「奇抜な色」【彩度:6 を超えるもの】

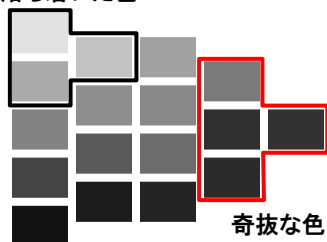
表中の「奇抜な色」の範囲。

※8 「周辺景観に調和した色」

赤瓦もしくは表中の「赤瓦を模した色」、または地域の合意が得られた色。

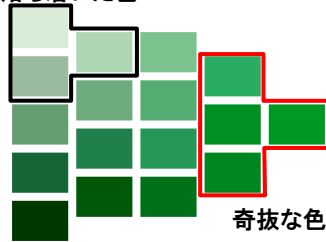
《「落ち着いた色」「奇抜な色」の目安》

落ち着いた色



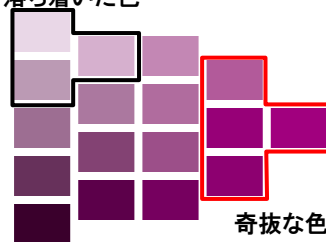
奇抜な色

落ち着いた色



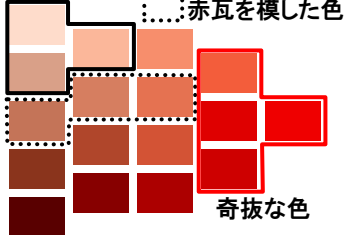
奇抜な色

落ち着いた色



奇抜な色

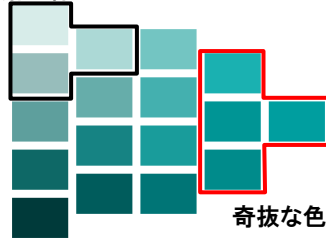
落ち着いた色



赤瓦を模した色

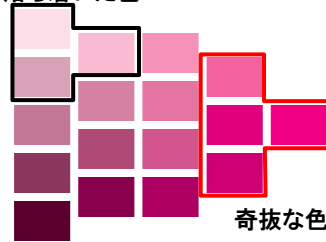
奇抜な色

落ち着いた色



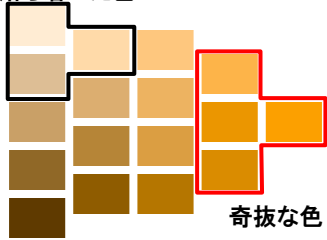
奇抜な色

落ち着いた色



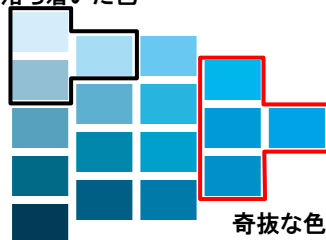
奇抜な色

落ち着いた色



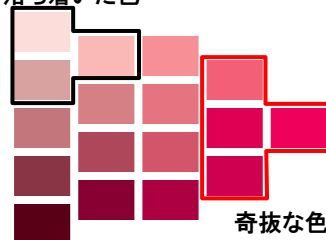
奇抜な色

落ち着いた色



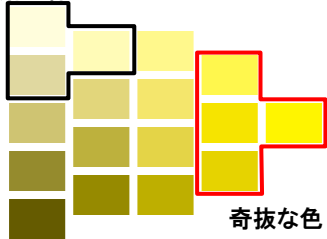
奇抜な色

落ち着いた色



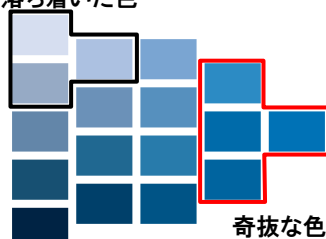
奇抜な色

落ち着いた色



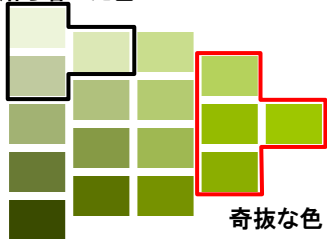
奇抜な色

落ち着いた色



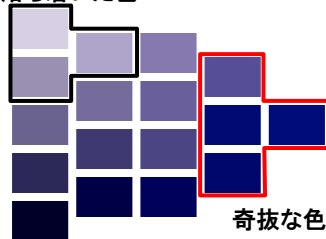
奇抜な色

落ち着いた色



奇抜な色

落ち着いた色

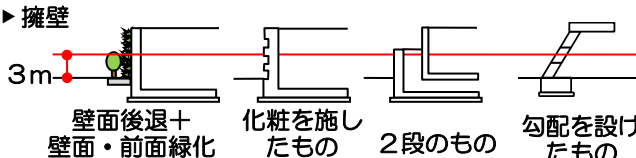
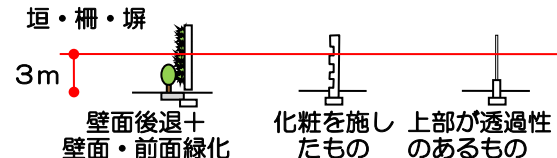


奇抜な色

※「赤瓦を模した色」については、社団法人日本塗料工業会が定める下記の塗料用標準色に極力近いものとする。

- ・G12-50L(2.5YR5/6)
- ・G09-50L(10R5/6)

② 工作物等

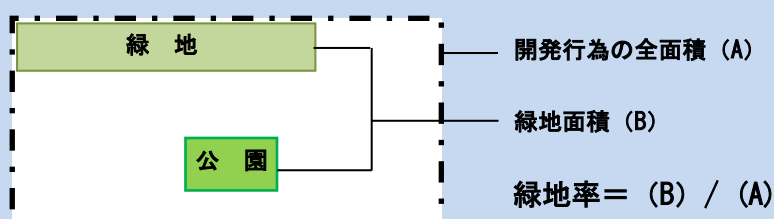
高さ・規模・配置、緑化等	
擁壁、垣・柵・塀 ▶ 道路からの後退や壁面・前面緑化、透過性のある素材の使用など、圧迫感の軽減や周辺の景観との調和を図る。 ▶ 擁壁  垣・柵・塀 	
擁壁、垣・柵・塀、煙突・アンテナ、鉄塔 等 ▶ 地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や阻害しないように配慮する。 ▶ 周囲の建物の色彩や周辺の景観に配慮した色とする。(地域やモデル地区により基調色の指定等あり) ▶ 主要な眺望点からの眺望を阻害しないように配慮する。	
太陽光パネル ▶ 敷地に面している道路から見えにくい位置に設置する。 ▶ 道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。 ▶ 反射の少ないものを使用する。	

③ 開発行為等

高さ・規模・配置、緑化等					
開発行為、土地の開墾等 ▶ 緑地率は行為地面積の5%以上とする。 (参考として、「都市計画法に基づく開発許可制度」では3~5%の緑化) ▶ 宅地造成に伴う開発行為について、擁壁が生じる場合は、道路の幅員に応じて以下の高さとする。 ただし、造成計画やむを得ない理由により以下の高さを超える場合は、擁壁・垣・柵等の基準に準ずる。 <table border="0"> <tr> <td>・道路幅員 4m・・・1.3m以下</td><td>・道路幅員 6m・・・2.0m以下</td></tr> <tr> <td>・道路幅員 9m・・・3.0m以下</td><td>・道路幅員 12m・・・3.0m以下</td></tr> </table>		・道路幅員 4m・・・1.3m以下	・道路幅員 6m・・・2.0m以下	・道路幅員 9m・・・3.0m以下	・道路幅員 12m・・・3.0m以下
・道路幅員 4m・・・1.3m以下	・道路幅員 6m・・・2.0m以下				
・道路幅員 9m・・・3.0m以下	・道路幅員 12m・・・3.0m以下				
木竹の伐採 ▶ 樹林の景観を守るため、道路に面する部分は木竹を残す。 ▶ 周辺の景観との調和に配慮する。					
屋外における廃棄物、再生資源等の堆積 ▶ 敷地に面している道路から見えにくい位置に堆積する。 ▶ 道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。 ▶ 可能な限り高さを抑える。					

解説：緑地率とは？

- 開発行為の全面積に占める緑地面積の割合のことで、平面的な緑の割合を把握するための指標です。



第2章 地域別のガイドライン

各地域の景観特性と課題、及び各地域でのワークショップ等における意見を踏まえ、地域における景観将来像と景観形成方針及び基準を以下の様に設定しました。

1. 市街地地域の景観形成方針

■市街地地域の景観将来像

名護城の麓に広がる豊かな歴史・文化

ナゴランと桜が薫る賑わいあるゆいむんのまち 名護

■市街地地域の景観形成方針

- ◇市街地景域では、名護城や名護岳の眺望をいかした賑わいのあるまちなみを育てます。
- ◇集落景域では、懐かしさの残る“ふるさと”のようなまちなみをまもります。
- ◇やんばるの森では、豊かな自然をまもり・いかすために管理します。
- ◇名護海岸景観軸では、名護湾の眺望をいかした市のシンボルとなる沿道景観を育てます。



- ◇市街地・羽地景観軸では、メリハリのある沿道景観を育てます。
- ◇市街地・東海岸景観軸では、周囲の自然環境と調和した沿道景観を育てます。

2. 瀬喜田（三共）地域の景観形成方針

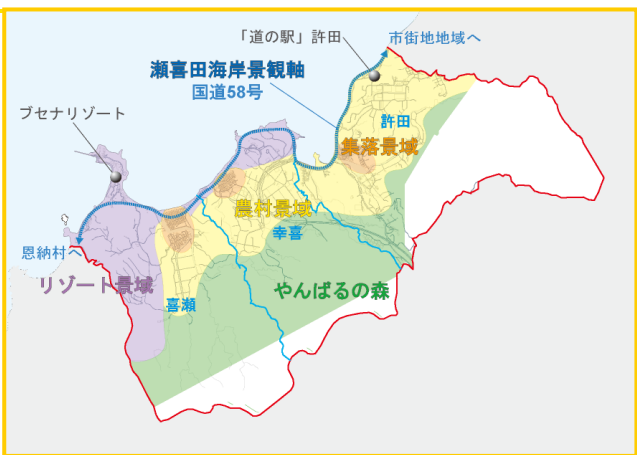
■瀬喜田地域の景観将来像

夕陽に染まる穏やかな白浜と静かで美しい山並み

自然豊かな国際観光リゾート 三共地域

■瀬喜田地域の景観形成方針

- ◇リゾート景域では、海や山の眺望をまもり・いかした景観づくりを行います。
- ◇集落景域では、白浜やフクギなどの重要な景観資源を地域全体でまもります。
- ◇農村景域では、水田と山並みが広がる景観をまもります。
- ◇やんばるの森では、貴重な自然をまもり・再生します。
- ◇瀬喜田海岸景観軸では、周囲の自然景観に配慮し魅力的な沿道景観を育てます。



3. 屋部地域の景観形成方針

■屋部地域の景観将来像

雄大な嘉津宇の峰と屋部浦に抱かれた美しい郷里

自然と共に成長する美しい里山 屋部

■屋部地域の景観形成方針

- ◇里山景域では、人の手を加えることで美しい自然景観をまもります。
- ◇集落景域では、範囲を設定してフクギ並木などの魅力的なまちなみをまもります。
- ◇市街地景域では、魅力的な新しいまちなみをつくります。
- ◇やんばるの森では、必要最低限の管理を行うことで貴重な生態系をまもります。
- ◇採石場では、長期的な展望をもって修
- ◇屋部海岸景観軸では、沖縄らしさのあ
- ◇屋部・市街地景観軸では、周囲の自然



4. 羽地地域の景観形成方針

■羽地地域の景観将来像

穏やかな羽地内海と黄金波打つターブック

清き大川と緑が調和する農の里 羽地

■羽地地域の景観形成方針

- ◇集落景域では、花や緑があふれる親水空間を育てます。
- ◇農村景域では、広大な農地をまもって地域のためにいかします。
- ◇やんばるの森では、今ある豊かな自然環境を保全します。
- ◇羽地内海景観軸では、眺望ルートとして沿岸部をきれいに保ちます。
- ◇羽地・市街地景観軸では、樹木や花が並ぶ魅力ある沿道景観を育てます。
- ◇源河・東海岸景観軸では、沿道の自然景観を保全します。



5. 屋我地地域の景観形成方針

■屋我地地域の景観将来像

農地と海が織りなす風光明媚な源風景※

3つの橋が自然と人を結ぶ賑わいの島 屋我地

※「源風景」：屋我地地域は海に囲まれた環境を表現するために、本来の「原」ではなく「源」を用いている

■屋我地地域の景観形成方針

- ◇集落景域では、落ち着いた雰囲気のあるきれいなまちなみを保全します。
- ◇農村景域では、農地を保全して地域の活性化にいかします。
- ◇屋我地島周回景観軸では、花や緑を植えて眺望をいかした魅力的な沿道景観を育てます。



6. 東海岸地域の景観形成方針

■東海岸地域の景観将来像

緑豊かな山々と懐深き大浦湾

花と緑が育む朝日輝く水の里 東海岸

■東海岸地域の景観形成方針

- ◇集落景域では、集落と山・川・海・空との調和を図っていきます。
- ◇農村景域では、農業の景観とくらしを一体的に保全します。
- ◇やんばるの森では、きまりをつくって地域全体で保全します。
- ◇東海岸景観軸では、自然と調和した印象的な沿道景観を育てます。
- ◇大浦・大川景観軸では、地域の玄関口として魅力的な景観を演出します。



7. 久辺地域の景観形成方針

■久辺地域の景観将来像

自然・農業・まちが生み出す心地よい調和

未来可能性を拓く学園・産業地域 久辺

■久辺地域の景観形成方針

- ◇開発振興景域では、周囲の自然に溶け込むまちなみをつくります。
- ◇集落景域では、美しい海岸をいかした魅力あるまちなみを育てます。
- ◇農村景域では、景観資源として農地を美しく保ちます。
- ◇やんばるの森では、久志岳や辺野古岳の緑をまもります。



- ◇久辺広域景観軸では、地域の骨格として美しい沿道景観を保ちます。
- ◇久辺集落景観軸では、季節ごとに楽しめる花が咲く沿道景観を育てます。

8. 地域別景観形成基準

7地域の建築物に関する景観形成基準のうち、景観計画区域の景観形成基準と異なるものを以下に示します。工作物、開発行為等については7地域とも景観計画区域（全市）の基準と同様です。なお、地域別の各エリアにおける建築物の高さ基準（区域図）は、35～41ページに示します。

市街地地域

高さ

○数久田区においては、建築物の高さの最大限 14m 以下とする。
○東江区においては、集落エリアである（都）山手線から銭ヶ森側周辺の最大限 11m 以下とする。また、その他集落エリアについては、建築物等の高さの最大限 14m 以下とする。
○その他の地域に関しては、建築物の高さの最大限 30m 以下とする。
注) 第一種・第二種低層住居専用地域においては都市計画で定められた基準に準ずる。

色彩・デザイン

○低層住宅地域の建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周辺環境に配慮し奇抜な色※⁷を避けることとする。
○中高層住宅地域、白地地域及び準工業地域の建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建築物の色彩や周辺景観に配慮した色※⁶とする。
○商業地域の建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周辺環境に配慮し奇抜な色※⁷を避けることとし、4 階以上は落ち着いた色とする。ただし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠や、庇等を占める色）はこの限りではない。

瀬喜田（三共）地域

高さ・規模

○既存集落内においては、建築物の高さの最大限 11m 以下とする。注) 既存集落以外のエリアにおいては、最大限 30m 以下とする。
○建築物の規模・配置については、周囲への影響を配慮し、4 階以上の建築物を分節化することより大規模な連続した壁面を避け、圧迫感の軽減に努める。 ※¹

色彩・デザイン

○建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建物の色彩や周辺環境に配慮した色※⁶とする。ただし、既存集落以外においては、4 階以上は周囲の景観に溶け込むように低層階と同系色の淡い色とし、アクセントとして使用する色彩（外壁の壁面の一部や窓枠や、庇等を占める色）は 3 階までの壁面において 15%を限度に他の色を用いることができる。
○建築物の屋根については、出来る限りこう配屋根とし、赤瓦を用いることに努める。 ※¹

屋部地域

高さ

○既存集落内においては、建築物の高さの最大限 11m 以下とする。
※屋部地域における建築物の高さに関するエリア設定表

高さ	区	宇茂佐区	中山区	屋部区	旭川区	山入端区	勝山区	安和区
①	8m 以下	—	—	—	—	—	全域	—
②	11m 以下	・ 区画整理地外の旧国道 449 号周辺のエリア	・ 公民館を中心に半径 300m 範囲内 ・ みつどて交差点を中心に半径 200m 範囲内	・ 国道 449 号を境に南側のエリア	全域	全域	—	・ 門川線を境に東側のエリア
③	17m 以下	・ ②及び④以外のエリア	—	・ 国道 449 号を境に北側のエリア	—	—	—	・ 門川線を境に西側のエリア
④	30m 以下	・ 区画整理地内及び周辺のエリア	・ ②以外のエリア	—	—	—	—	—

緑化等

○地域を代表するフクギ並木については、出来る限り現在の状態で保全する。

羽 地 地 域																					
高さ	○一部地域を除き、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。 ○伊差川区の名護東道路沿道 50m 範囲内においては、最大限度 30m 以下とする。また、名護東道路沿道 50m 範囲以外の伊差川区の国道 58 号沿道 50m、及び国道 58 号と県道 71 号の交差部から内側の範囲内と外側沿道 50m 範囲内においては、最大限度 17m 以下とする。																				
緑化等	○海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり、つくるため、出来る限り水辺に面する部分の緑化に努める。																				
屋 我 地 地 域																					
高さ	○既存集落内においては、建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。注)既存集落以外のエリアについては、自然公園法で定められている基準として、最大限度 13m 以下とする。																				
色彩	○建築物の屋根の色彩は、周辺環境に調和した色※8とする。																				
緑化等	○地域を代表するフクギ並木及びマツ林については、出来る限り現在の状態で保全する。																				
東 海 岸 地 域																					
高さ	○大浦区、瀬嵩区、汀間区にまたがる一部地域及びカヌチャ地域においては、建築物の高さの最大限度を 30m以下とする。 ○その他の地域については、最大限度 11m 以下とする。																				
緑化等	○地域を代表するフクギ並木については、出来る限り現在の状態で保全する。																				
久 辺 地 域																					
高さ	○建築物の高さの最大限度を 11m 以下とする。 ※久辺地域における建築物の高さに関するエリア設定表																				
	<table><tr><th colspan="2">高 区</th><th>辺野古区</th><th>豊原区</th><th>久志区</th></tr><tr><td>①</td><td>11m 以下</td><td>・ ③以外のエリア</td><td>・ ②及び③以外のエリア</td><td>・ ②以外のエリア</td></tr><tr><td>②</td><td>17m 以下</td><td>—</td><td>・ 豊原一号線沿道 50m 範囲内</td><td>・ 一部国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）</td></tr><tr><td>③</td><td>30m 以下</td><td>・ 国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）</td><td>・ 国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）</td><td>—</td></tr></table>	高 区		辺野古区	豊原区	久志区	①	11m 以下	・ ③以外のエリア	・ ②及び③以外のエリア	・ ②以外のエリア	②	17m 以下	—	・ 豊原一号線沿道 50m 範囲内	・ 一部国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）	③	30m 以下	・ 国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）	・ 国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）	—
	高 区		辺野古区	豊原区	久志区																
	①	11m 以下	・ ③以外のエリア	・ ②及び③以外のエリア	・ ②以外のエリア																
②	17m 以下	—	・ 豊原一号線沿道 50m 範囲内	・ 一部国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）																	
③	30m 以下	・ 国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）	・ 国道 329 号と旧国道に囲まれた範囲及び国道 329 号沿道 50m 範囲内（山側）	—																	
色彩	○建築物の色彩（外壁の大部分を占める色）については、周囲の建物の色彩や周辺環境に配慮した色※6とする。ただし、豊原一号線周辺においては、彩り豊かなまちなみの創出を図るため、奇抜な色※7のみを避けることとする。																				

※1～5：20 ページを参照

※6～8：21 ページを参照

第3章 景観モデル地区のガイドライン

1. 勝山区

■勝山区の景観将来像

シークワサー・ヒージャー・山「3つの宝」が育む先人たちの夢
いやしの里・勝山

■勝山区の景観形成方針

全域	◇嘉津宇岳や安和岳、古巣岳などの自然の財産をまもり、後世に残します。 ◇勝山ヒージャーにまつわる風習や、勝山シークワサー花祭りなどの伝統行事を未来の子どもたちに残します。 ◇勝山シークワサーなど人と自然が織りなす里山の風景をまもりまします。
山間 エリア	◇山からの眺めをまもりまします。 ◇コノハチョウやオオゴマダラなどの蝶々が舞う里をつくりまします。 ◇山と調和した勝山らしい道をまもりまします。 ◇貴重な緑や植物をまもり、体感してもらいます。
集落 エリア	◇里からの眺めをまもりまします。 ◇猫川などの歴史的資源をいかします。 ◇先人たちの夢“桜の里”を再生しまします。 ◇勝山を代表する樹木をシンボルとして大切にしまします。

〔勝山区におけるエリア分け〕



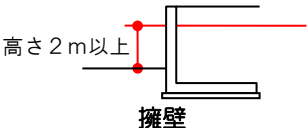
■勝山区の届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為（３、４ページ）と異なるのは以下の点です。

①建築物

対象となる行為
▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。
対象となる種類と規模
▶建築面積が10㎡以上のもの。

②工作物

対象となる行為
▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。
対象となる種類と規模
▶擁壁の高さ2m以上のもの。

▶煙突・アンテナ等のすべてのもの。

■勝山区の景観形成基準

高さ・規模・配置
○建築物の高さの最大限度については、自然や畑等で構成される勝山の原風景をまもるため、8m以下とする。
○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。
色彩・デザイン
○建築物の色彩(外壁の大部分を占める色)については、周辺の自然との調和に配慮し、グレー系、ベージュ系等を基調とした落ち着いた色※6とする。
○建築物の屋根については、周辺の自然との調和に配慮し、グレー系、赤瓦系等(コンクリートや瓦等)を基調とし、落ち着いた色※6とする。
緑化等
○建築物等を建設する際は、山道や山裾からの景観がまもられるように、敷地の道路側及び斜面崖側に遮へい効果のある樹木を植栽する。(緑視率50%以上)
○道路に面する場所への垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロック、コンクリート素材とする場合は、高さの抑制、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。※5

※5：20ページを参照

※6：21ページを参照

2. 東江区

東江区の景観将来像

緑・海・夕陽がとけこむ魅力あふれるまち

未来に残す由緒ある名護まち・東江

東江区の景観形成方針

全域	◇銭ヶ森などから市街地や名護湾の海岸線を望む眺めをまもります。 ◇東江海岸や幸地川などの水辺周辺の魅力を高めます。 ◇銭ヶ森や寺山などの緑をまもります。 ◇豊年祭などの伝統行事や風習を未来の子どもたちに残します。 ◇暮らしの景観をきれいに保ちます。
海岸 エリア	◇ビーチと夕陽をいかし、人が自然に集まる賑やかで個性的な魅力ある憩いの場をつくります。 ◇みんな”で自主的に清掃や草刈りを行い、地域をきれいにまもります。
集落 エリア	◇由緒ある落ち着いたまちなみを未来の子どもたちに残します。 ◇幸地川の自然をまもり、親水空間としての魅力を高めます。 ◇玄関先などに花木を植えることで、まちなかの魅力をつくります。 ◇キッチンなどの歴史的資源をまもり、植栽やサインなどでそれらをいかします。

[東江区におけるエリア分け]



東江区の届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為（3、4ページ）と同様です。

東江区の景観形成方針

高さ・規模・配置
○集落エリアの（都）山手線から銭ヶ森側周辺は、最大限度を 11m 以下とする。また、その他のエリアについては、建築物等の高さの最大限度を 14m 以下とする。ただし、幹線道路（国道 58 号及び城通り線）沿道においては建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。 ○海岸エリアにおいては、建築物の高さの最大限度を 30m 以下とする。 ○海岸エリアにおいては、建築物による圧迫感を軽減し、開放感のある沿道空間を確保するために 1 階部分の壁面はできる限り敷地境界線から後退させる。 ○建築物の規模・配置については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。※3 ○建築物の規模・配置については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。※2 ○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。
色彩・デザイン
○集落エリアは、建築物の色彩(外壁の大部分を占める色)を周囲の建物の色彩や周辺景観に配慮した色※6 とする。ただし、既存集落以外においては、4 階以上は周囲の景観に溶け込むように低層階と同系色の淡い色とする。ただし、アクセントとして使用する色彩(外壁の壁面の一部や窓枠、庇等を占める色)はこの限りでない。 ○海岸エリアの建築物の色彩(外壁の大部分を占める色)は周辺景観に配慮し奇抜な色※7 を避けることとする。ただし、アクセントとして使用する色彩(外壁の壁面の一部や窓枠、庇等を占める色)はこの限りでない。 ○建築物の意匠・形態については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。※3 ○建築物の意匠・形態については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。※4
緑化等
○敷地内及び垣・柵・塀等の緑化に努める。 ○垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。※5

東江区における建築物の高さ基準（区域図）は、42 ページを参照

※2～5：20 ページを参照

※6～7：21 ページを参照

3. 喜瀬区

喜瀬区の景観将来像

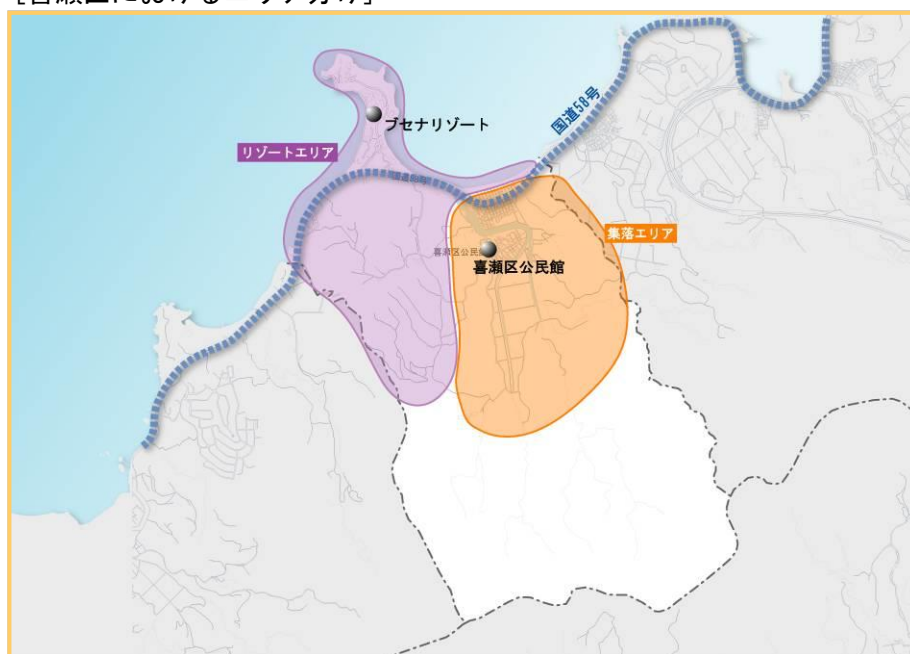
朝陽に輝くシラガムイ 黄金に染まる真謝川

自然豊かな国際観光リゾート 喜瀬の浦

喜瀬区の景観形成方針

全域	◇喜瀬の浦・真謝川・シラガムイなどの豊かな自然に囲まれた景観をまもり ます。 ◇喜瀬之子などの歴史的資源を保全し、地区の魅力としていかします。 ◇豊年祭や浜下りなどの伝統的祭事や慣習の風景を後世に残します。
リゾート エリア	◇海や山の眺望をまもり、それらを観光資源としていかしたリゾート景観を つくり ます。 ◇喜瀬の浦の白浜をまもり、水辺の魅力を高めます。 ◇名護市の玄関口として、自然と調和した魅力ある沿道景観を育てます。
集落 エリア	◇水田と山並みが織りなす景観をまもります。 ◇緑豊かな集落の落ち着いた雰囲気をまもります。 ◇集落内や水辺に花や緑を植えることで、心地よい景観をつくれます。

[喜瀬区におけるエリア分け]



喜瀬区の届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為（3、4ページ）と同様です。

喜瀬区の景観形成基準

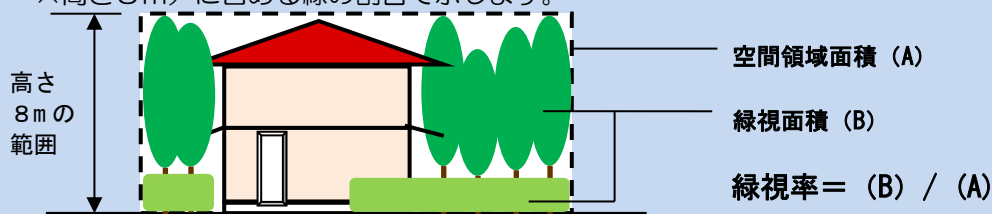
高さ・規模・配置
○建築物の高さの最大限度を11m以下とする。 注) 既存集落以外のエリアにおいては、最大限度30m以下とする。 ○建築物の規模・配置については、周囲への影響を配慮し、4階以上の建築物を分節化することにより大規模な連続した壁面を避け、圧迫感の軽減に努める。^{※1} ○建築物の規模・配置については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3} ○建築物の規模・配置については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。^{※2} ○建築物の高さについては、公益上必要なもの、または市長が認めるものに限り、制限の緩和を受けることができる。
色彩・デザイン
○建築物の色彩(外壁の大部分を占める色)については、周囲の建物の色彩や周辺景観に配慮した色^{※6}とする。ただし、リゾートエリアにおいては、4階以上は周囲の景観に溶け込むように低層階と同系色の淡い色とし、アクセントとして使用する色彩(外壁の壁面の一部や窓枠、庇等を占める色)は3階までの壁面において15%を限度に他の色を用いることができる。 ○建築物の屋根については、できる限り勾配屋根とし、赤瓦を用いることに努める。^{※1} ○建築物の意匠・形態については、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。^{※3} ○建築物の意匠・形態については、地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気や景観を阻害しないよう配慮する。^{※4}
緑化等
○敷地内及び垣・柵・塀等の緑化に努める。 ○垣・柵・塀等の設置にあたっては、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用する。やむを得ずブロックを用いる場合は、高さの抑制、スリットの設置、植物を飾る等、圧迫感を感じさせない工夫を行う。^{※5}

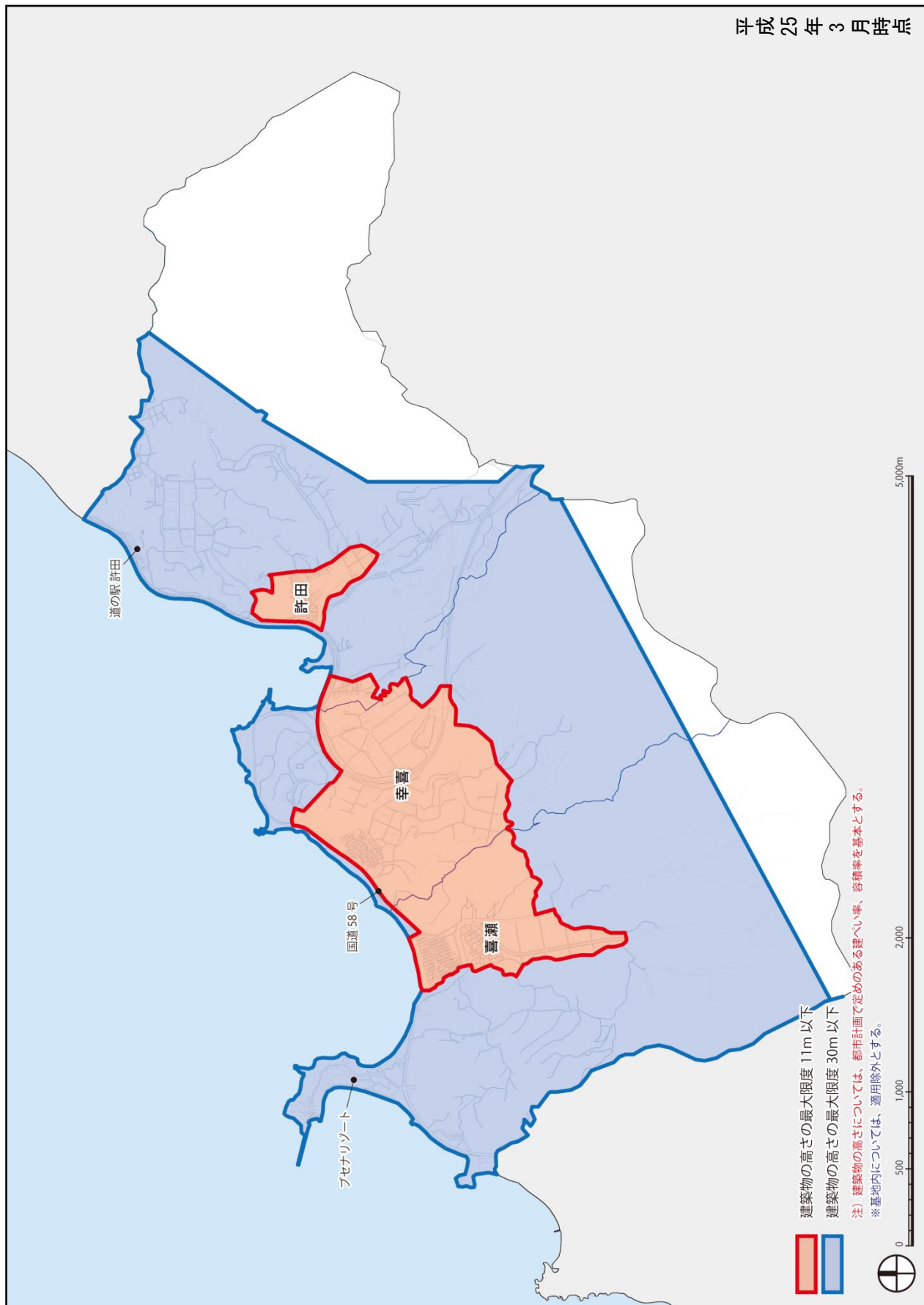
喜瀬区における建築物の高さ基準（区域図）は、43ページを参照

※1～5：20ページを参照 ※6：21ページを参照

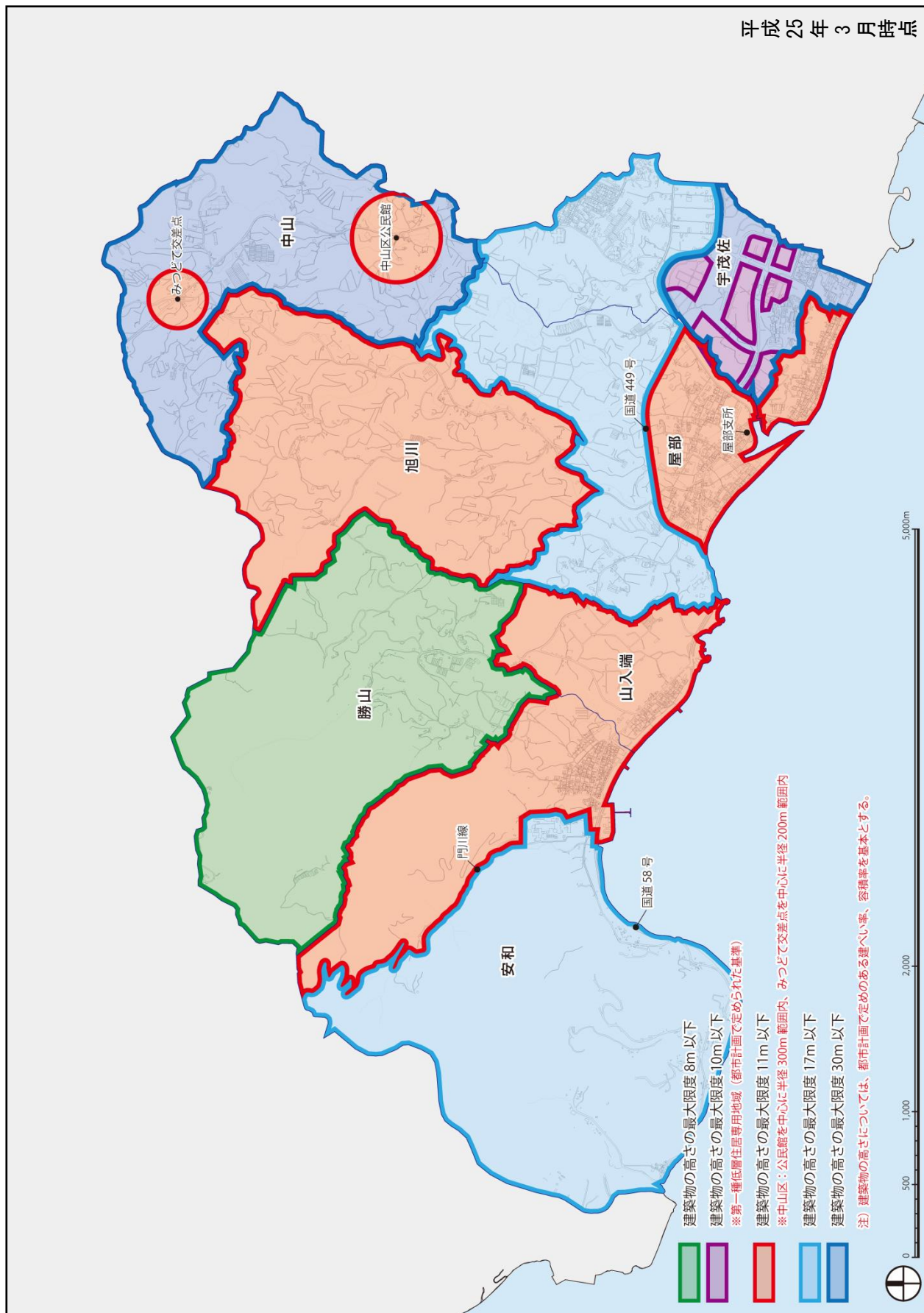
解説：緑視率とは？（勝山区対象）

- ・特定の地点（道路側）から対象となる敷地を見た時に、敷地に対する一定の空間領域（間口×高さ8m）に占める緑の割合で示します。

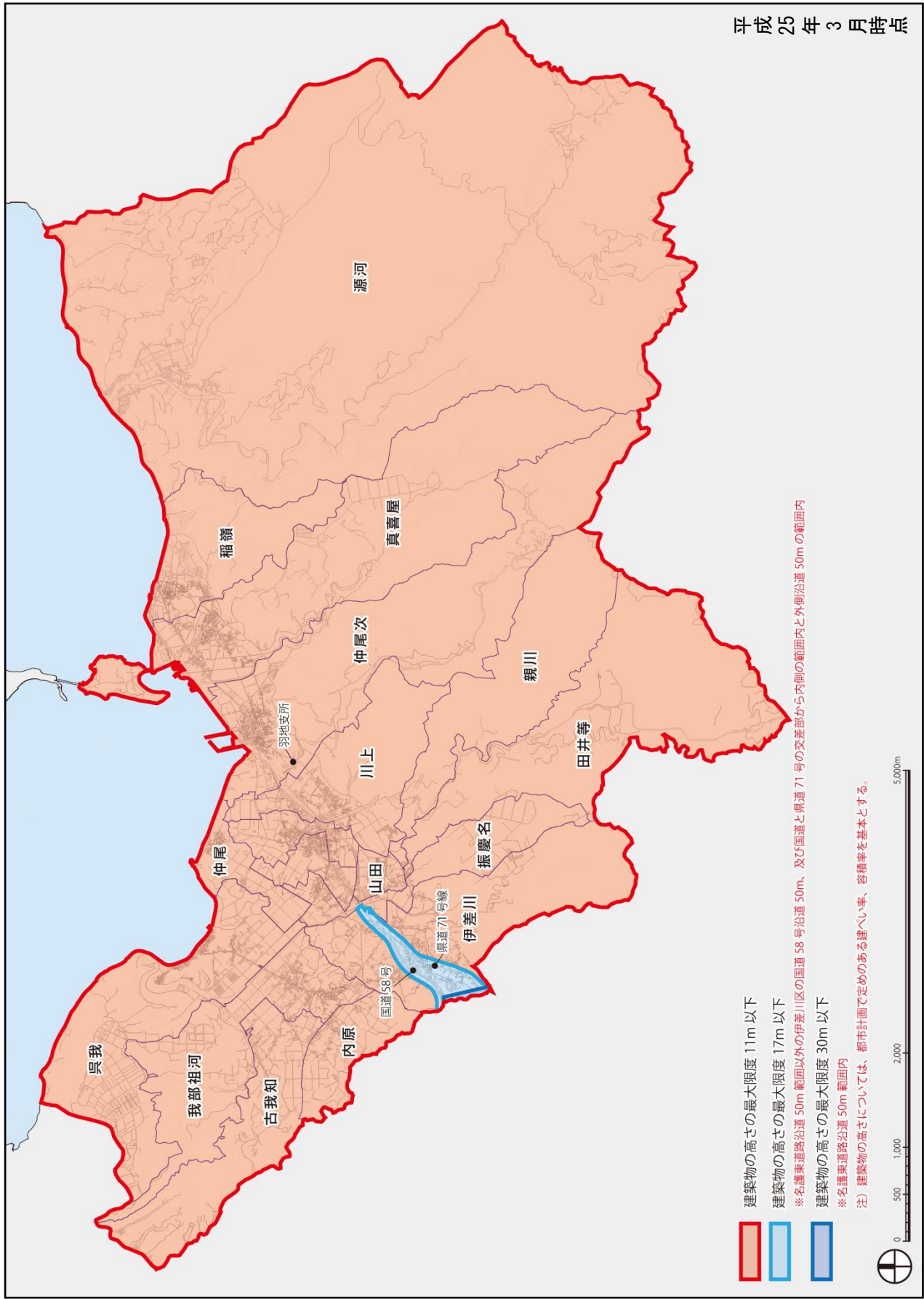


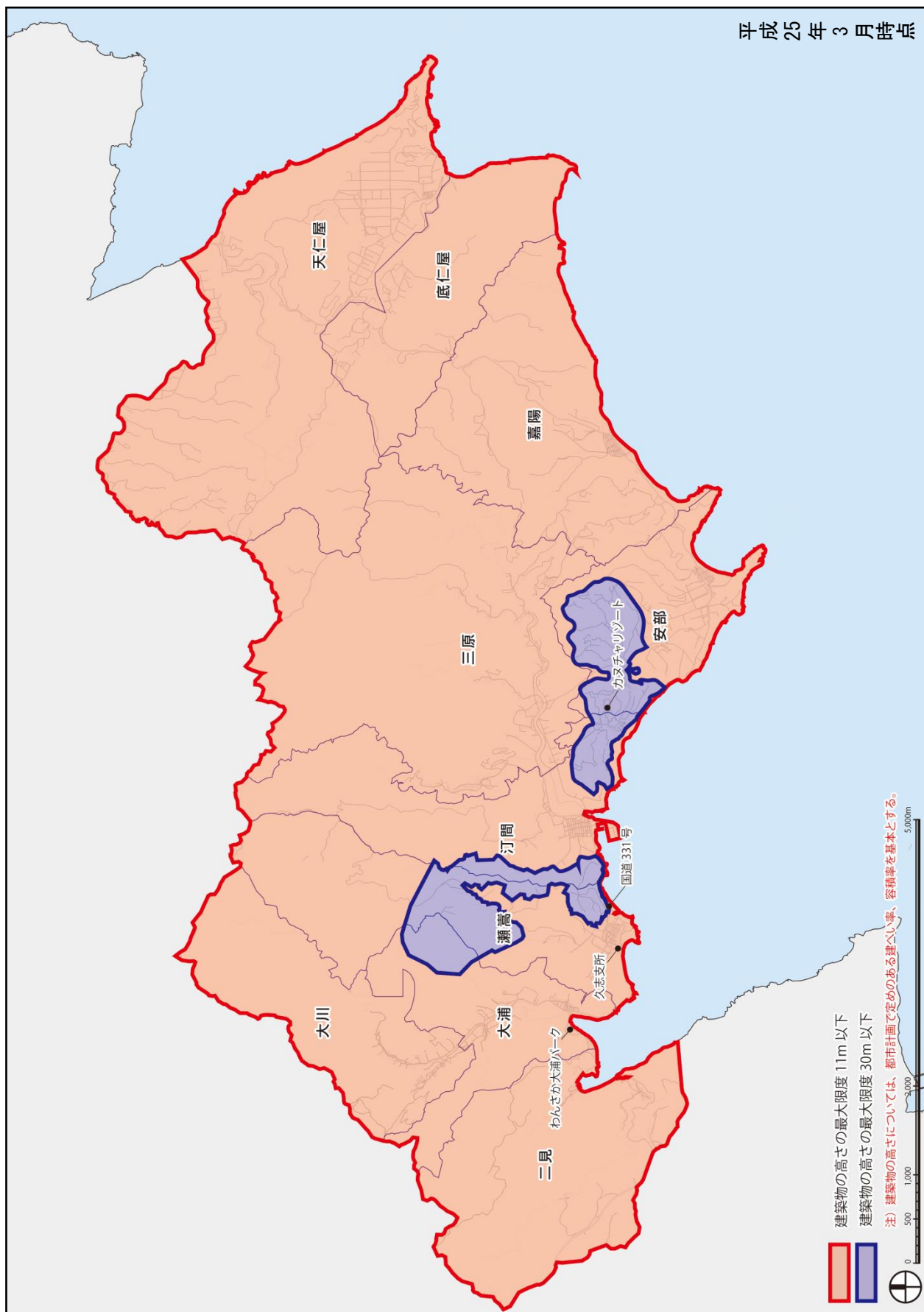


図：瀬喜田（三共）地域における建築物の高さ基準（区域図）

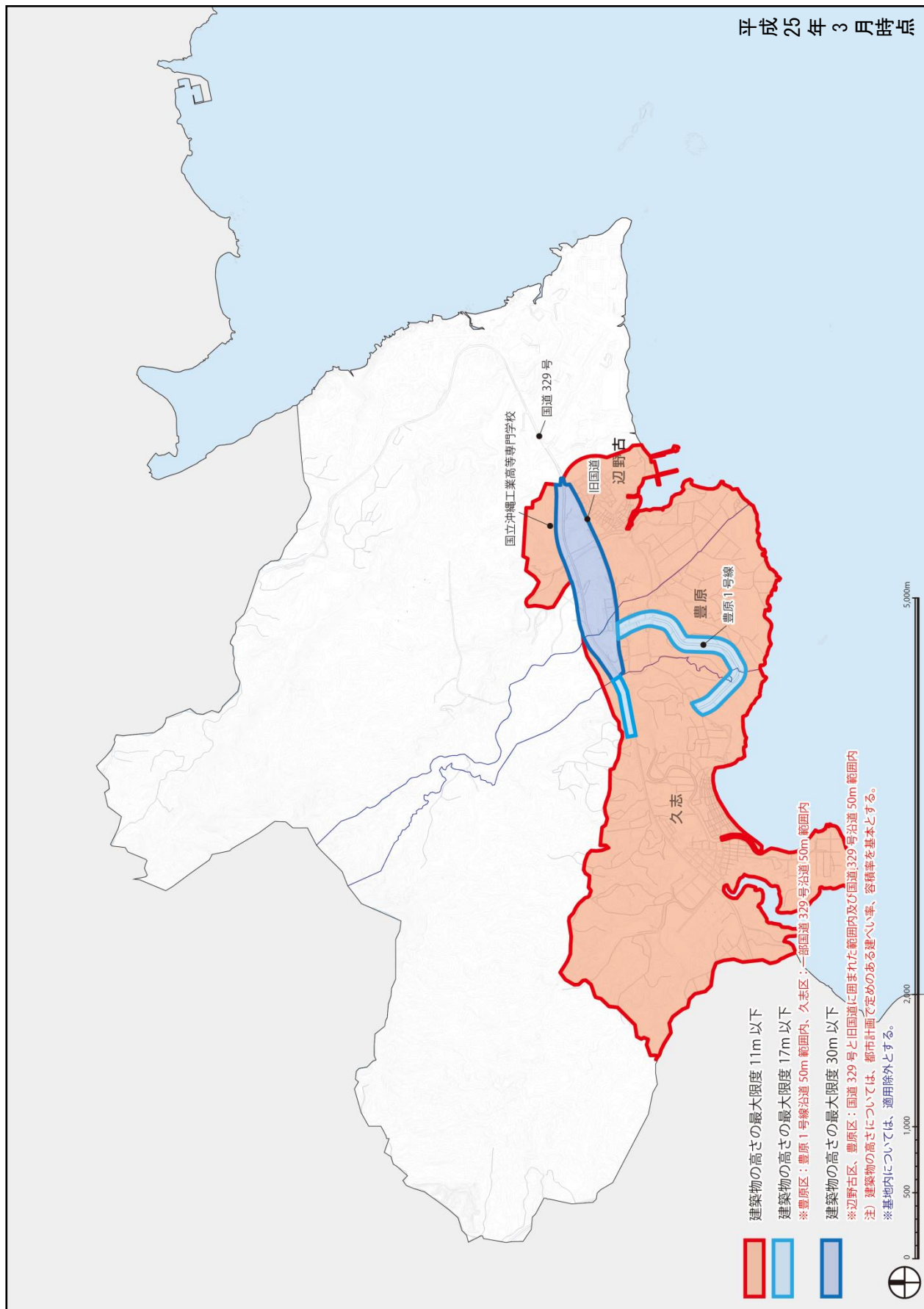


図：屋部地域における建築物の高さ基準（区域図）

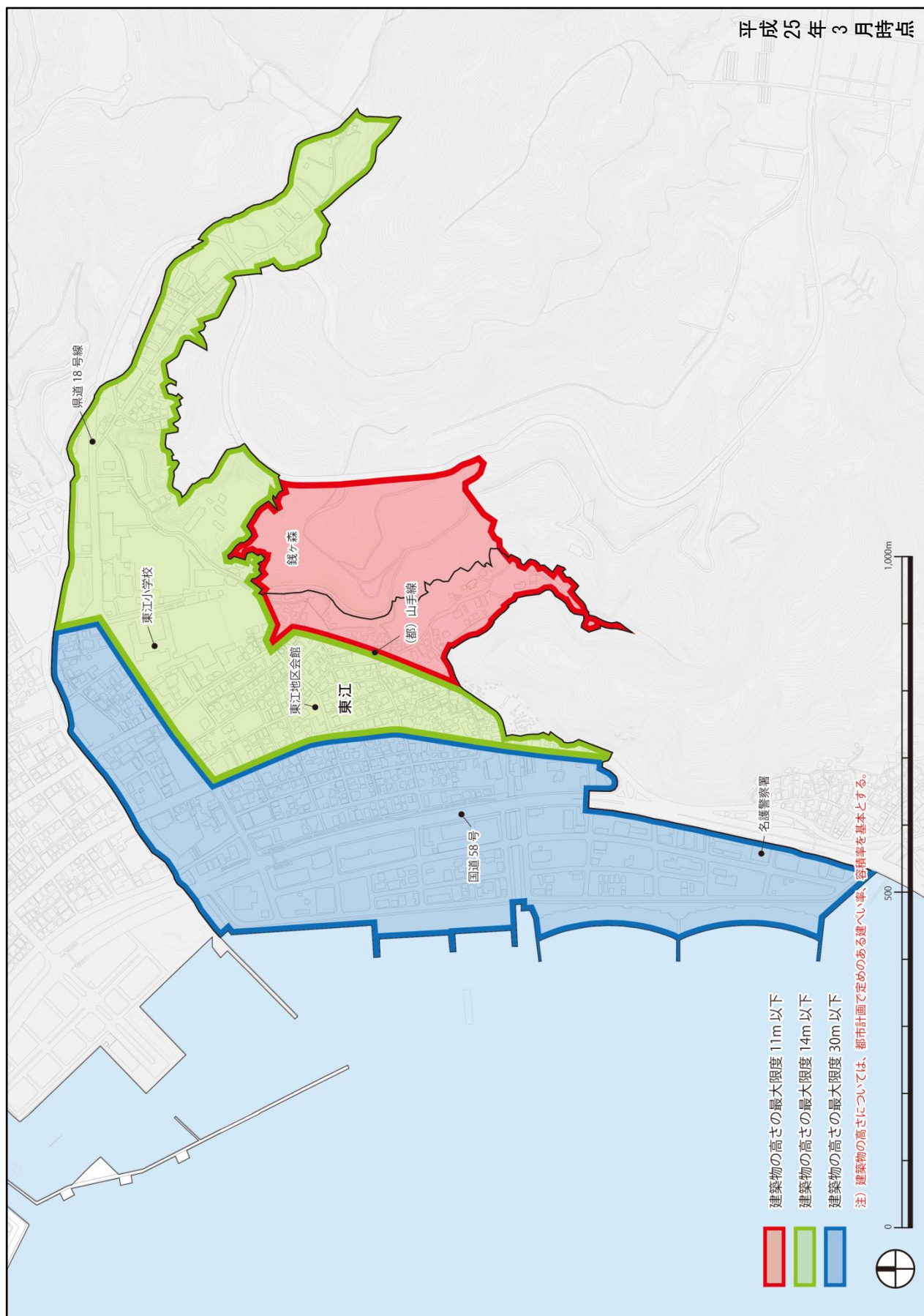




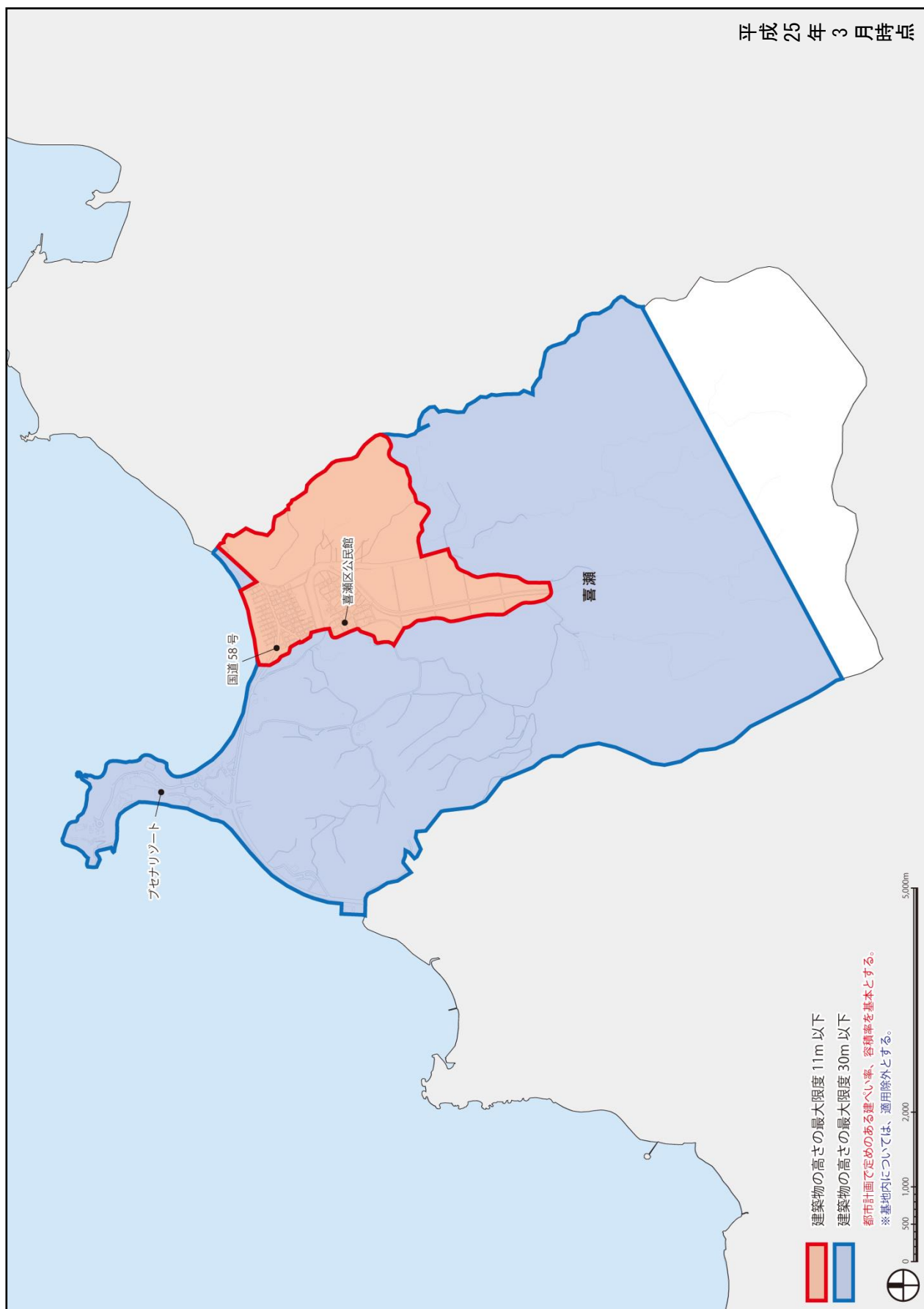
図：東海岸地域における建築物の高さ基準（区域図）



図：久辺地域における建築物の高さ基準（区域図）



図：東江区における建築物の高さ基準（区域図）



図：喜瀬区における建築物の高さ基準（区域図）

第4章 屋外広告物の誘導方針

景観への影響が大きい屋外広告物については、本市の景観特性と課題に合わせたきめ細やかな誘導が必要です。現在の屋外広告物の表示及び掲出に関する規制・誘導に関しては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき、県が規制誘導を行っています。

将来的には、本市が独自で屋外広告物のルールを定め、規制・誘導するために必要な事項を検討していきます。その間は以下に示す屋外広告物の誘導基準を示し、事業者の方々の理解と協力をお願いします。

本市の良好な景観をまもり、つくるためにも、屋外広告物を掲出しようとする事業者は、以下の基準に沿って節度ある広告物の掲出に努めてください。

■屋外広告物の誘導方針

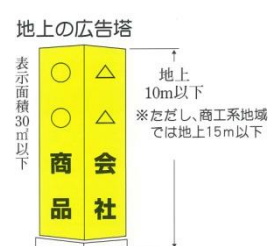
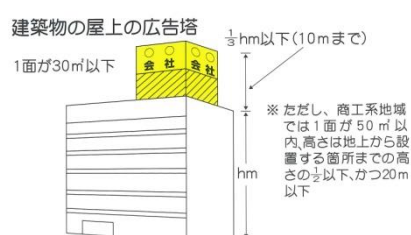
項目	方 針
規模・配置	○主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ○地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気を阻害しないよう配慮する。
意匠・形態	○主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ○地域を代表する歴史・文化景観資源の雰囲気を阻害しないよう配慮する。

■参考：沖縄県屋外広告物条例の制限の概要

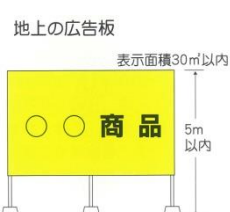
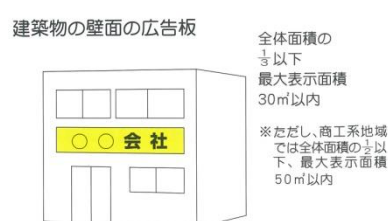
項目	基準
禁止地域	○用途地域の住居専用地域と風致地区 ○保安林、公共施設や病院の敷地 ○高速道路、国道、主要地方道、県道 ○主要幹線道路(主に自然地を通過する区間)から両側 300m以内 ○主要ダム周囲 500m以内 ○自然公園内の海岸線から両側 300m以内 ○空港および空港から展望できる 500m以内
禁止物件	○交通施設(橋、トンネル、高架構造、擁壁、信号、道路標識、歩道柵等)、街路樹 ○信号や標識の設置された電柱、外灯柱等 ○消火栓、ポスト、電話ボックス、公衆便所等 ○鉄塔、煙突、タンク ○銅像、神仏像、記念碑
許可地域	○主要幹線道路(主に郊外部を通過する区間)から両側 500m以内 ○市および指定町村(本島中南部町村 + 本部町)
適用除外	○管理用表示(面積上限あり) ○30㎡以内の自家用広告物(許可対象)

[許可基準(一部)]

◆広告等



◆広告板



◆突出広告



巻き付け又は直接塗付

